

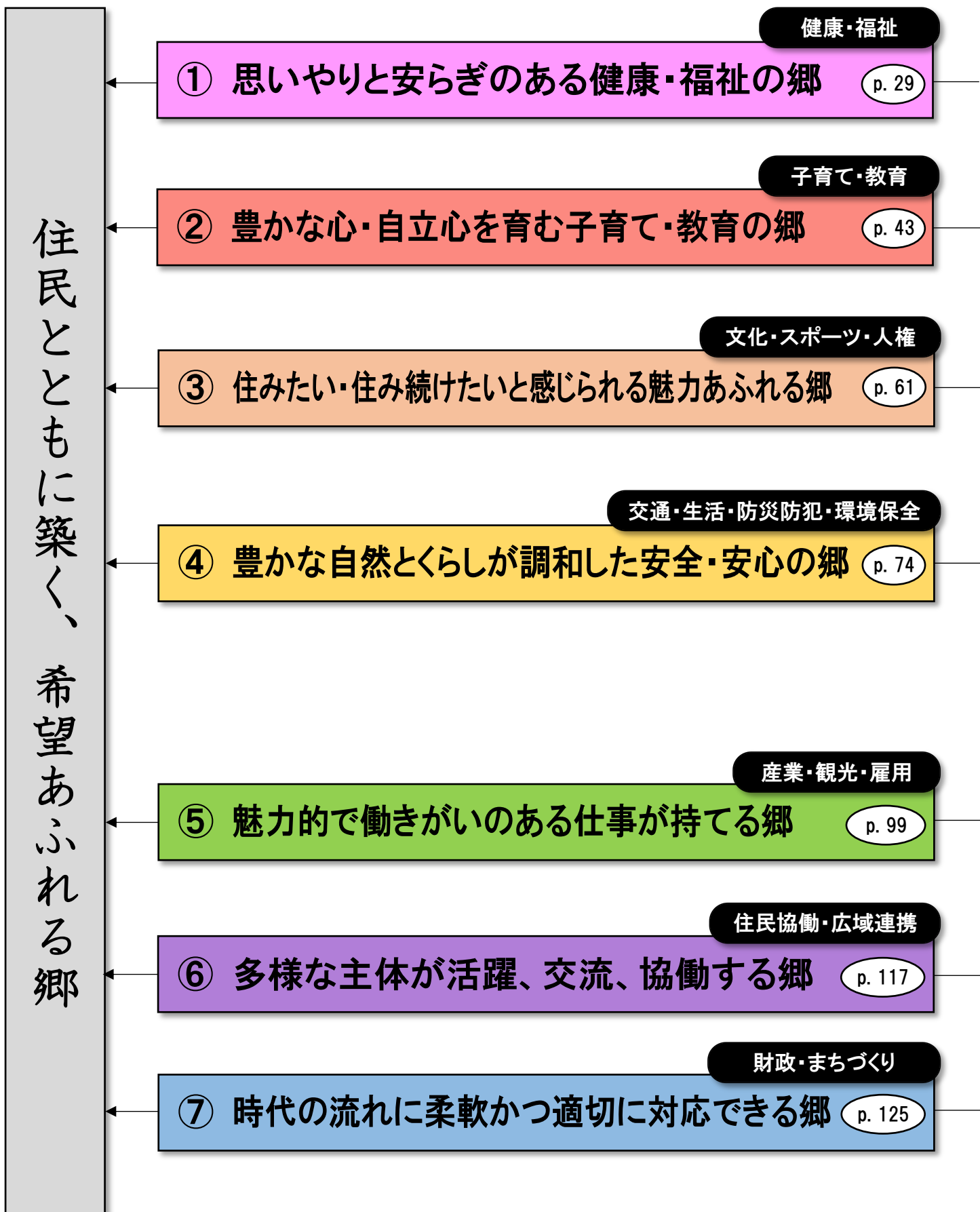
第3編 前期基本計画

第1章	思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷 いなみ	29
第2章	豊かな心・自立心を育む子育て・教育の郷 いなみ	43
第3章	住みたい・住み続けたいと感じられる魅力あふれる郷 いなみ	61
第4章	豊かな自然とくらしが調和した安全・安心の郷 いなみ	74
第5章	魅力的で働きがいのある仕事を持つ郷 いなみ	99
第6章	多様な主体が活躍、交流、協働する郷 いなみ	117
第7章	時代の流れに柔軟かつ適切に対応できる郷 いなみ	125

施策体系図

まちの将来像

基本方針



施策一覧

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 健康づくりの推進 (p.30) | 2 地域福祉の充実 (p.34) |
| 3 高齢者福祉の充実 (p.36) | 4 障害者(児)福祉の充実 (p.39) |
| 5 社会保障の充実 (p.42) | |

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 結婚・出産の支援 (p.44) | 2 子どもの健康・発達支援 (p.46) |
| 3 子育てのしやすい環境整備 (p.48) | 4 幼児教育の充実 (p.52) |
| 5 学校教育の充実 (p.54) | 6 青少年の健全育成 (p.59) |

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1 いくつになっても学び続けられる環境づくり (p.62) | 2 魅力ある文化・歴史の発掘と継承 (p.64) |
| 3 新たな文化活動の支援(p.66) | 4 スポーツを楽しめる環境づくり(p.67) |
| 5 それぞれの人権・個性が尊重される環境づくり (p.70) | 6 男女共同参画社会の推進(p.72) |

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 道路・交通網の整備 (p.76) | 2 土地利用の合理化 (p.78) |
| 3 住環境対策の充実 (p.81) | 4 上水道の整備 (p.83) |
| 5 污水处理施設等の整備 (p.84) | 6 廃棄物・し尿処理対策の充実 (p.86) |
| 7 消防・救急対策の充実 (p.88) | 8 防災・危機管理対策の充実 (p.90) |
| 9 交通安全・防犯対策の充実 (p.94) | 10 環境保全対策の充実 (p.96) |
| 11 消費生活対策の充実 (p.98) | |

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 農業の振興 (p.100) | 2 林業の振興 (p.105) |
| 3 水産業の振興 (p.107) | 4 商工業の振興 (p.109) |
| 5 観光の振興 (p.112) | 6 多様な働き場所の確保 (p.115) |

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 住民参加によるまちづくり (p.118) | 2 町外のいなみサポーターの創出 (p.121) |
| 3 広域行政施策の連携・効率化 (p.124) | |

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 時代にあった行財政運営 (p.126) | 2 健全な行財政運営 (p.128) |
| 3 ICT スマートタウンの実現 (p.131) | 4 持続可能なまちづくりの実現 (p.133) |

第1章

基本方針①

思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷 まち いなみ

● 方針概要

- ・住民自らが、健康意識を高め、住み慣れた地域で健康的に暮らし続けられる郷に
- ・医療、介護分野の専門家をリーダーに、住民が支え合う助け合いの郷に
- ・社会参加機会を拡充し、高齢者、障害者が生きがいを持ち続けられる郷に

● 施策の体系

政策1 健康づくりの推進	p.30
	健康自己管理の推進（第1予防） p.30
	生活習慣病予防の推進 p.31
	介護予防事業の推進 p.32
	在宅医療の推進 p.32
	医療サービスの利便性向上 p.32
政策2 地域福祉の充実	p.34
	社会福祉法人との連携 p.34
	地域福祉の意識醸成と活動の支援 p.34
	多様な福祉ニーズに対する対応 p.35
	福祉サービスの利便性向上 p.35
政策3 高齢者福祉の充実	p.36
	介護・保健・医療・福祉の連携による高齢者福祉の充実 p.36
	高齢者の健康確保 p.37
	高齢者の生活応援 p.37
	高齢者の生きがいづくり p.38
政策4 障害者（児）福祉の充実	p.39
	バリアフリー化の推進 p.39
	障害児の支援体制の整備・充実 p.40
	障害者（児）の社会参加の促進 p.40
	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見 p.41
政策5 社会保障の充実	p.42
	国民健康保険 p.42
	介護保険 p.42
	国民年金 p.42



政策 1 健康づくりの推進

施策の全体像は 26~27、29 ページ参照



現況と課題

医療・介護需要の増加への対応と医療人材の確保

地域の高齢化は今後さらに進み、医療・介護需要は大幅に増加します。その一方で、人口減少による現役世代の減少により、医療・介護需要を支える人材が減少することから、「疾病予防」、「介護予防」の重要性はますます高まっています。



基本方針

住民自らの「予防」と健康増進、医療体制の充実を進める

誰もが健康で安心して暮らせるため、住民一人ひとりが、日常の生活習慣を見直し、主体的に健康づくりに取り組めるようにサポートします。また、住民自身による運動習慣の定着を図り、健康増進を進めるとともに、「疾病予防」、「介護予防」をサポートするために健康教室を開催し、医療体制の充実と利便性向上のため在宅医療を推進します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

健康自己管理の推進（第 1 予防）

◆ 住民への健康教育の実施

住民自らが健康づくりに取り組んでいけるよう、健康教室等を開催し、健康に関する知識の普及・啓発を図ります。

住民福祉課

◆ 健診（検診）・予防接種の推進

住民の健康な生活のため、健診（検診）・予防接種を推進します。また、未受診者等に対しては、その理由を把握し、ひとりでも多くの住民が健康づくりに関心を持てるよう支援します。

住民福祉課

◆ 運動習慣の定着

健康づくりのため、一人ひとりに最適な運動習慣の定着に向けた相談・指導を行います。

住民福祉課

◆ 食生活改善推進員の活動支援

バランスのとれた食生活の定着を目的として、住民それぞれの年齢、生活形態に合わせた指導を行う食生活改善推進員の活動を支援します。

住民福祉課

◆ 女性の健康意識増進（骨粗鬆症予防）

女性が特になりやすいとされる骨粗鬆症について、健康増進法に基づき、検診の導入を検討することで、女性の健康意識の向上と介護予防（骨折予防）を図ります。また、骨粗鬆症予防についての啓発を行い、動画配信サイトなどを通じて、家庭で手軽にできる骨粗鬆症予防体操の動画を配信します。

住民福祉課

◆ ICT等の先端技術を活用した保健指導

住民の健康診断結果や日々の健康状態を通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を活用して、町が一人ひとりにあった保健指導を検討します。

住民福祉課

2

生活習慣病予防の推進

生活習慣病の早期発見・治療が行えるよう、各種検診の受診を勧奨するとともに、健康教室等の開催、電話・面接・訪問による健康相談・指導体制を充実させます。特に40歳未満の住民に対して、健康診査及び保健指導を実施することで、早期からの生活習慣病予防に取り組みます。また、歩数や消費カロリーなどを計測する活動量計など、住民の健康増進を促す機器など、便利な機器の紹介を行います。

住民福祉課

用語解説

★ ICTとは

「ICT (information and communication technology)」とは、情報処理、通信に関する技術の総称です。パソコンや携帯電話・スマートフォンなどはICT機器とも呼ばれます。



3

介護予防事業の推進

◆ 高齢者自身による介護予防を支援

高齢者自らが介護予防に取り組めるよう、健康教室等を開催します。また、ボランティアや就労など高齢者が積極的に活動できる場を確保し、社会参加を進めます。さらに、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）の活用による、人との積極的な交流機会の確保を図ります。

住民福祉課

◆ 高齢者一人ひとりにあった介護予防の実施

要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者を把握し、外出支援、お声がけ・相談、見守り等の支援を行います。

住民福祉課

◆ 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者の安全・安心に配慮した道路・歩道整備、施設整備を図ります。具体的には、避難路における手すりの設置などを行います。

住民福祉課

建設課

総務課

4

在宅医療の推進

「日高在宅医療サポートセンター」の協力のもと、住み慣れた地域、自宅での在宅医療を推進します。

住民福祉課

5

医療サービスの利便性向上

◆ 電話相談窓口の認知度向上とオンライン診療の推進

医療サービスの利用に際して、まずは電話等での相談利用を推奨し、電話相談窓口の認知度向上を図ります。また、居住地域に関係なく、医療サービスが受けられるよう、オンライン診療の活用を含めた利便性向上を図ります。

住民福祉課

◆ 通院の利便性向上

通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、通院を希望する住民に、病院までの移動を担う運送事業者、ボランティアを紹介するシステムの導入を研究します。

住民福祉課

用語解説



★ オンライン診療とは

通信機器（スマートフォン、タブレット等）を活用して、離れた場所にいる医師の診察を受けられる医療サービスのことです。近くに病院がない場合においても、適切な医療を受けられるサービスとして期待されています。



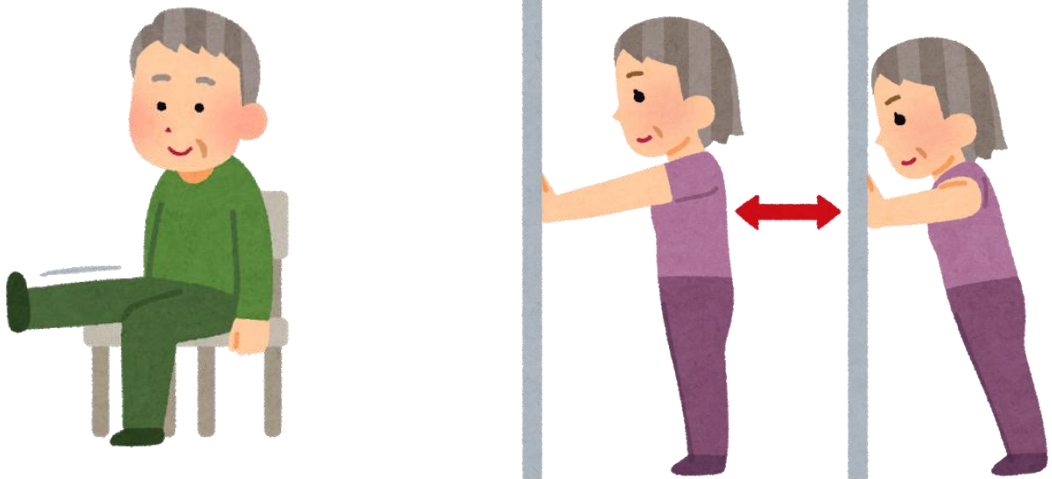
住民、事業者の皆様へのお願い

健康づくりに取り組む仲間づくりを

- 健康づくりに取り組む住民同士のネットワークを広げるなど、お互いの情報共有を図り、互いに励ましあいながら、健康づくりを進められるよう、住民に協力をお願いします。

従業員だけでなく、その家族の健康への配慮を

- 町内事業者において、従業員だけでなく、その家族の健康づくりについても、取り組みを促していただけるよう協力をお願いします。
- 交流サロンのスペースを提供いただける飲食店や高齢者の安否確認を実施していただける配食サービス事業者との協働を希望しますので、ご協力をお願いします。





政策 2 地域福祉の充実

施策の全体像は 26～27、29 ページ参照



現況と課題

福祉ニーズが高まる一方で、住民同士の協力関係は希薄化

高齢、障害、その他のさまざまな事情により、家族や地域住民、行政による支援を必要とする方がいます。しかし、住民同士のコミュニケーションが希薄化しており、地域福祉の充実のためには、住民同士が支え合い、助け合う関係を再度構築する必要があります。



基本方針

住民の協力を仰ぎ、多様な福祉ニーズに対応する

誰もが普通の生活を送ることができるように、社会福祉協議会等と連携し、多様な福祉ニーズに対応するため、リーダーとなる人材を育成すると同時に、地域内で支え合い・助け合う意識の醸成を進めます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

社会福祉法人との連携

◆ 社会福祉協議会の活動支援ならびに本町との情報共有の推進

高齢者、障害者等の福祉充実を担う社会福祉協議会の活動を支援します。また、協議会の活動情報について、住民福祉課との情報共有を迅速かつ効率的に行うことのできるシステムの導入を検討します。

住民福祉課

◆ 効果的・効率的な福祉施策の研究

より効果的・効率的な福祉施策について研究するための「福祉のまち連携会議」を開催します。

住民福祉課

2

地域福祉の意識醸成と活動の支援

介護教室などの地域勉強会や福祉ボランティア活動を通じて、地域における福祉活動の重要性を住民に伝えるとともに、住民全員で支え合い・助け合う意識を醸成します。また、地域福祉の担い手である民生児童委員や更生保護女性会、地域見守り活動協力員などの活動を支援します。

住民福祉課

3

多様な福祉ニーズに対する対応

◆ 多様化する福祉ニーズへの対応

ひとり親家庭、ひきこもり、就職氷河期世代、生活困窮者、外国人など、日常生活を送る上でさまざまな困難を抱える住民に対して、適切な福祉サービスを提供します。 **住民福祉課**

◆ 不足する福祉サービスの把握

生活支援コーディネーターを配置し、不足する福祉サービスを把握し、サービス提供に向けた準備を進めます。また、いなみ未来メールや福祉に関する相談窓口について、利用促進を図り、これらを通じた福祉ニーズの把握を図ります。 **住民福祉課**

4

福祉サービスの利便性向上

◆ 電話相談窓口の認知度向上

福祉サービスの利用に際して、まずは、電話等での相談利用を推奨し、電話相談窓口の認知度向上を図ります。 **住民福祉課**

◆ サービス利用の利便性向上

通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、福祉サービスの利用を希望する住民に、サービス拠点までの移動を担う運送事業者、ボランティアを紹介するシステムの導入を研究します。 **住民福祉課**



住民、事業者の皆様へのお願い

町内福祉サービスに関するご意見をお聞かせ下さい

- 社会福祉協議会等が実施する町内福祉サービスについて、利用者のみならず住民からの要望・意見を提示していただき、さらなる活動改善を図ります。

多様な福祉ニーズを抱える地域福祉を住民全員で支える

- 高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人など多様な住民が暮らす本町にあって、その地域福祉ニーズも多種多様です。住民一人ひとりが相手の立場にたって、その人の福祉実現に貢献できるように、手話教室などの福祉教室や福祉ボランティア活動への参加をお願いします。

福祉ボランティアとして活動いただける方を募集

- 地域福祉活動に関心を持つ住民に協力を依頼し、地元の高齢者の健康状況などを日々の会話などから把握してもらい、本町との情報共有をお願いします。また、外出支援、買い物・家事支援などについても、可能な範囲での協力をお願いします。



政策 3 高齢者福祉の充実

施策の全体像は 26～27、29 ページ参照



現況と課題

高齢化が進む中で、「老老介護」など新たな課題が見られる

高齢化が進む中で、高齢者の充実した生活を実現するためには、自身による健康確保や介護予防に加えて、生きがいづくり、充実した福祉サービスが欠かせません。高齢者を高齢者が介護する「老老介護」や認知症高齢者の増加、介護人材の不足など、新たな問題への対応も急務となっています。



基本方針

高齢者が安心して暮らしを楽しめる環境づくりを目指します

高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるよう、健康確保・介護予防の取り組みを強化するとともに、生きがいづくりにも貢献します。また、介護が必要になった際にも、その家族を含め、相談・支援体制を拡充してまいります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

介護・保健・医療・福祉の連携による高齢者福祉の充実

◆ 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、医療機関、保健センター、社会福祉協議会等と連携を図りながら、介護、医療、保健、福祉に悩まれる方の支援・相談に応じます。また、在宅での介護が必要になった場合の相談窓口を設置し、福祉用具の選定や住宅改修などの相談にも応じます。さらに、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介した相談体制や申請書類の提出についても実施を検討します。

住民福祉課

◆ 不足する高齢者福祉サービスの把握

生活支援コーディネーターを配置し、不足する高齢者福祉サービスを把握し、サービス提供に向けた準備を進めます。

住民福祉課

◆ 在宅介護する家族の負担軽減

在宅で介護する家族の経済的・心理的負担を軽減します。具体的には、紙おむつ等の介護用品の引き換えクーポン券の配布や介護方法や介護予防に関する知識などについて教授する家族介護教室を開催します。

住民福祉課

◆ 介護人材の確保

不足する介護人材について、社会福祉協議会や周辺市町と連携し、確保を図ります。具体的には、日高・御坊圏域の市町や介護サービス事業者とともに、介護人材不足の解決に向けた勉強会を行い、解決に向けた取り組みを推進します。

住民福祉課

2

高齢者の健康確保

◆ 高齢者の移動手段の確保

高齢者が元気に暮らせるよう、タクシーやバスの利用料金の一部を助成し、外出機会の確保による健康維持・増進を図ります。

住民福祉課

◆ 高齢者自身による健康づくりをサポート

地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアマネジメント事業を展開し、高齢者が自発的に健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、介護予防健康体操の動画配信を行ったり、高齢者が健康づくりのために実施した運動回数などを記録するアプリケーションを紹介し、利用を促します。

住民福祉課

3

高齢者の生活応援

◆ 高齢者の見守り

高齢者が安心して暮らせるように、地域見守り協力員や「みまもりでんわサービス」等の見守り支援を行います。また、IoT家電の紹介を行い、離れて暮らす家族間の安否確認の手段として活用していただくことを目指します。

住民福祉課



用語解説

IoT家電とは

IoT家電はインターネットに接続された家電のことで、冷蔵庫や洗濯機などがインターネットに接続されることで、外出先から遠隔で操作することができます。高齢者の見守りに関しては、インターネットに接続された給湯器などがあり、その使用状況が離れて暮らす家族に伝えられ、安否確認ができます。

◆ 高齢者の生活支援

高齢者の日常生活や家事を支援するため、生活管理指導員を派遣します。

住民福祉課

◆ 認知症対策

認知症の方やその家族への支援として、認知症カフェや出前座談会等を開催し、相談に応じます。また、認知症の方の見守りのため、認知症の方に本人の識別番号が付された黄色のステッカーを配布し、周りに意思表示することにより、住民はそのステッカーを持つ認知症の方を気遣い、ともに支える「見守りネットワーク」事業を拡充します。

住民福祉課

4

高齢者の生きがいづくり

◆ 高齢者の活躍の場づくり

高齢者の方が活躍できる場所を見出せるように、高齢者サロン（通いの場）の地域拡張、ボランティア活動、いなみシニア学園、老人クラブ等の活動やシルバー人材センターを通じた就業を支援します。また、その活動内容について、広報紙や本町ウェブサイトなどを通じて情報発信を行い、多くの高齢者の方に関心を持っていただけるよう取り組みます。

住民福祉課

企画産業課

◆ 周辺市町の団体との交流の推進

周辺市町のボランティア団体、老人クラブとの交流の機会を設けることで、より充実した活動になるよう支援します。

住民福祉課



住民、事業者の皆様へお願い

ボランティア団体、老人クラブ等の通いの場づくりにご協力を

- 趣味や娯楽が多様化する中で、新たなボランティア活動、老人クラブなど通いの場づくりに協力いただける住民の方を募集いたします。

飲食店、薬局店などの事業者には、高齢者の見守りにご協力を

- 町内の飲食店、薬局店などの町内事業者には、事業活動の中で、困っている高齢者などがいれば、積極的に声かけなどをしていただき、高齢者の見守りにご協力ください。

政策 4 障害者（児）福祉の充実

施策の全体像は 26～27、29 ページ参照



現況と課題

相談支援、生活・自立支援のさらなる拡充

住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って生活ができるよう進めてきた本町の障害者（児）福祉施策ですが、本人や家族の希望により一層寄り添うため、関係機関との連携を強化しつつ、相談支援体制の充実強化、生活支援・自立支援を拡充する必要があります。



基本方針

障害があっても充実した生活ができるよう支援体制を拡充

障害があっても、教育・就労の機会が十分に確保され、より多くの住民と支え合い・助け合いながら、住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って生活ができるよう、障害者（児）福祉施策の充実を目指します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

バリアフリー化の推進

◆ 自宅・周辺施設バリアフリー化

日常生活用具の給付ならびに住宅改修に対する支援を行います。また、各種施設等のバリアフリー化の推進を図ります。その際、民間事業者にもバリアフリー化に関する広報、啓発を行います。

住民福祉課

◆ 障害のある方にも伝わる行政情報を発信

行政情報などについて、障害の有無に関係なく、簡単に情報を入手できるような対策を図ります。特に、視覚障害者、弱視、盲ろう者の方がインターネットや電子メールを通じて、行政情報を入手できるよう体制を整備します。

住民福祉課

2

障害児の支援体制の整備・充実

◆ 乳幼児期から学校卒業までの一貫支援

各相談支援機関との連携により、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、障害のある子どもや保護者を支援します。重度心身障害児者への医療費助成、福祉年金支給に加えて、本人及び保護者の意向、障害の状況を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導や成長発達支援を充実させます。

教育課

住民福祉課

◆ ICT等の先端技術の学習機会の確保

障害の種類、程度に関係なく、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）が活用できるよう、学習の機会を準備します。

教育課

住民福祉課

3

障害者（児）の社会参加の促進

◆ 相談支援と移動支援

障害者（児）の地域生活を支援するため、社会福祉協議会において電話での相談・助言業務を実施します。また、重度心身障害者の移動を支援するため、タクシー及びバスの利用料金を助成します。

住民福祉課

◆ 生活支援

和歌山県福祉事業団と連携して、重度身体障害者を対象とした障害者福祉施設（グループホーム）を誘致したり、作業所までの交通補助を行うことで、障害者の生活支援を行います。

住民福祉課

◆ 就労支援

障害者就業・生活支援センターや地域活動支援センターを通じて、障害者の就労・自立を支援します。

住民福祉課

◆ ICT等の先端技術を活用した社会参加の促進

インターネットを活用した就労の形態（テレワーク等）や、人との相談・交流の場等の創出を検討します。

住民福祉課

用語解説



テレワークとは

働く場所や時間に限定されない働き方のことです。インターネットや通信機器（パソコン等）を介して、自宅や近くにある会社の拠点（サテライトオフィス）で仕事をすることができ、通勤時間等の節約による生産性の向上や育児・介護との両立、障害のある方の就労を後押しする仕組みとして期待されます。

障害の早期発見と重度化の予防及び軽減を図るため、相談支援体制の充実を図ります。また、国等による研究成果等について情報収集を行い、相談支援体制の参考とします。 **住民福祉課**



住民、事業者の皆様へのお願い

様々な障害について学び、理解する機会を

- 福祉講座や各種体験学習等を通じて、より多くの住民の方に、障害者（児）に対する理解を深めていただけるようお願いします。

障害者雇用の場・就労体験の場の拡大にご協力を

- 町内事業者を含め、多くの事業者に障害者雇用について協力を仰ぎ、障害者の雇用の場を拡大していただけるようお願いします。また、障害のある子どもに対しても、御坊・日高圏域の事業者に対して、職場体験の機会を提供していただき、将来の就労について考えるきっかけづくりへのご協力をお願いします。





政策 5 社会保障の充実

施策の全体像は 26～27、29 ページ参照



現況と課題

人口減少・高齢化で困難な運営に直面する「社会保障」

病気療養や介護の必要性が生じた際の保障として重要な「国民健康保険」、「介護保険」、「国民年金」ですが、人口減少・高齢化が進む中で、いずれの制度も難しい運営となっています。安定的な制度運営のためにも、社会保障の重要性について、住民の理解を得ることがますます重要になっています。



基本方針

社会保障制度に対する住民理解を深め、制度の持続性を高める

国民皆保険制度や国民皆年金制度に対する住民理解を深めるために、制度の周知や相談体制の充実を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

国民健康保険

平成 30 年度（2018 年度）より和歌山県が財政運営責任主体となった国民健康保険について、本町では、住民に対して制度の周知や相談体制の充実を図ります。

住民福祉課

2

介護保険

◆ 安定した制度運営と高齢者の負担軽減

適正な保険給付とバランスのとれた保険料を設定するとともに、安定した介護保険制度の運営と高齢者の負担軽減について検討します。

住民福祉課

3

国民年金

無年金者や保険料滞納者等の解消が図られるよう、年金機構とともにさらなる周知を図ります。

住民福祉課

第2章

基本方針②

豊かな心・自立心を育む子育て・教育の郷 まち いなみ

● 方針概要

- ・若者や子育て世代が安心して、働き、結婚し、子どもを産み、子育てできる郷に
- ・町立学校の教育環境を充実し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」を育む郷に
- ・ICT教育、外国語教育、読書活動を充実し、社会で能力発揮できる教育の郷に
- ・自然、歴史、伝統文化を生かしながら、個性を育み、能力発揮できる教育の郷に

● 施策の体系

政策1 結婚・出産の支援	p.44		
		結婚支援	p.44
		出産支援	p.44
政策2 子どもの健康・発達支援	p.46		
		母子保健の充実	p.46
		子ども医療の充実	p.47
政策3 子育てのしやすい環境整備	p.48		
		子育てに係る経済的負担の軽減	p.48
		子育て応援・相談体制の拡充	p.48
		子育て世代の交流促進	p.49
		子どもの遊び場の拡充	p.49
		子育て・仕事の両立支援	p.50
		子育て世代のための住宅確保と家賃支援	p.50
		住民総力挙げての子育て応援	p.51
政策4 幼児教育の充実	p.52		
		こども園の教育充実	p.52
		園小連携の円滑化	p.53
政策5 学校教育の充実	p.54		
		「確かな学力」の育成	p.54
		「豊かな心」の育成	p.55
		「健康な体」づくり	p.55
		中学校の統合	p.56
		教職員の資質・能力向上	p.56
		ICTを活用した先端教育の展開	p.56
		小・中学校施設の整備	p.57
		ふるさと教育の充実	p.57
		特別支援教育の充実	p.57
		放課後教育の充実	p.58
政策6 青少年の健全育成	p.59		
		青少年の育成と見守り	p.59
		高校生と地域社会の交流促進	p.60



政策 1 結婚・出産の支援

施策の全体像は 26~27、43 ページ参照



現況と課題

若者の結婚希望率が低下

子育て支援策の充実により、本町における出生数の減少は回避しておりますが、若者の結婚希望率が低下しており、今後の出生数は減少することが予想されます。若い世代が結婚・子育てに希望の持てるような施策実施が重要になっています。



基本方針

若い世代が結婚・子育てに希望を持てる地域社会づくり

若い世代が結婚・子育てに対して希望を持てるような地域社会づくりを行うとともに、結婚した夫婦が安心して出産できる保健医療体制を整備します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

結婚支援

◆ 町を挙げての結婚支援

結婚や子育てに希望を持てるよう若い世代の住民の意識変革を促すとともに、結婚をサポートするボランティアや相談役の育成を図り、町を挙げて結婚を支援します。また、国による結婚支援事業の動向を踏まえつつ、結婚助成金の支給について検討を行います。 **企画産業課**

◆ 民間企業が実施する婚活サービスとの連携

民間企業が実施する婚活、紹介サービスとの連携または支援を図ります。 **企画産業課**

2

出産支援

◆ 不妊・不育治療に対する支援

不妊や不育に悩む夫婦に対して、相談や治療費を助成する「いなみ子宝サポート事業」を実施します。 **住民福祉課**

◆ 妊娠から出産まで一貫した支援体制の整備

子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行います。その際、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を有効活用し、利便性の高い相談体制の整備を検討します。また、妊娠健康診査を行い、出産までの母子保健を支援します。

住民福祉課

◆ 出産に要する経済的負担の軽減

妊娠健康診査費や妊婦医療費について助成を行い、出産に要する経済的負担を軽減します。

住民福祉課

◆ 各種支援に対する情報発信の充実

妊娠から出産までの支援について、これまでの広報紙や本町ウェブサイトを通じた情報発信に加えて、スマートフォンで利用できる「母子健康手帳アプリ」での情報発信を行い、妊婦の方が知りたい情報を容易に取得できるよう図ります。

住民福祉課



住民、事業者の皆様へのお願い

母子健康手帳アプリをご活用ください

- 本町は、スマートフォンで利用できる「母子健康手帳アプリ」と提携しており、子育て関連情報や健診情報の配信などを行っています。お子さまの成長記録を簡単に確認することができるなど、利便性の高いアプリです。ぜひ、ご活用ください。





政策 2 子どもの健康・発達支援

施策の全体像は 26~27、43 ページ参照



現況と課題

母子保健の充実と小児科医療へのアクセス向上

子育て世代包括支援センターを拠点に、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援体制を整備しています。さらに、子どもの医療費負担の軽減に努めています。町民アンケートによると、小児科医療へのアクセス向上を希望する住民が多いことから、県、関係機関と協議します。



基本方針

安心して育児ができる環境整備（特に小児科医療体制の充実）

妊娠、出産、育児と切れ目なく母子保健の充実を図るとともに、安心して育児ができる環境を整備するため、乳幼児健診及び小児科医療体制の充実を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

母子保健の充実

◆ 母子の健康増進

乳幼児と母親の健康増進を図るため、健診・健康相談やはつらつママ教室などの各種事業、母子保健推進員による相談・サポート活動を行います。また、乳幼児健康診査等の未受診者の把握を進め、乳幼児の健康づくりに関心をお持ちいただけるよう支援します。 **住民福祉課**

◆ 県や医師会との連携による母子保健の充実

県や医師会との連携を強化し、母と子の健康かつ安心安全な生活を守ります。 **住民福祉課**

◆ 各種支援に対する情報発信の充実【再掲】

育児支援について、これまでの広報紙や本町ウェブサイトを通じた情報発信に加えて、スマートフォンで使用する「母子健康手帳アプリ」への情報発信を行い、保護者が知りたい情報を容易に取得できるよう図ります。 **住民福祉課**

◆ 子ども医療費の原則無料化

保護者の経済的負担の軽減や、子どもの健康の保持及び増進を図るため、高校卒業相当年齢までの児童・生徒に対する保険診療による医療費を助成します。また、ひとり親家庭については、保護者についても、医療費の一部を助成します。

住民福祉課





政策 3 子育てのしやすい環境整備

施策の全体像は 26～27、43 ページ参照



現況と課題

子育てと仕事の両立、子育ての孤立化への対応

「子育てするなら印南町」の実現を目指し、本町では子育てに要する経済的負担の軽減や子育て世代のための住宅確保などを進めてきました。また、共働きの子育て家庭が増えており、子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）を難しく感じたり、子育ての孤立化に悩む家庭もあり、より一層の施策充実が求められています。



基本方針

「子育てするなら印南町」を地域全体で実現

「子育てするなら印南町」の実現を目指して、子育て支援・子育て環境の充実を図り、親、地域など子どもを取り巻く様々な主体が、ともに支えあい、育ちあい、成長しながら、子どもたちのときめく未来のためのまちづくりを推進します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

子育てに係る経済的負担の軽減

◆ 0～2 歳児の保育料の一部助成・3～5 歳児の副食費を無償化

子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、乳幼児・こども医療費の助成に加えて、こども園の0～2 歳児の保育料を国の半額に設定するとともに、3～5 歳児の副食費についても無償とします。また、在宅で育児を行う世帯に対して経済的支援を行います。

教育課

住民福祉課

2

子育て応援・相談体制の拡充

◆ 子育て世代包括支援センターの拡充

子育て世代包括支援センターを拠点に、産前産後サポート事業（ママサポサロン）や産後ケア事業等を実施し、母親の気持ちに寄り添ったサポートを行います。医療機関や助産所とも連携し、母親が安心して過ごせるような拠点づくりを目指します。

住民福祉課

◆ いなみっ子応援隊のネットワーク充実

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減・解消するため、支援チーム「いなみっ子応援隊」のネットワークの充実を図ります。隊員同志の情報共有については、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）の活用を進めます。

住民福祉課

教育課

◆ 各種支援に対する情報発信の充実【再掲】

育児支援について、これまでの広報紙や本町ウェブサイトを通じた情報発信に加えて、スマートフォンで利用できる「母子健康手帳アプリ」への情報発信を行い、保護者が知りたい情報を容易に取得できるよう図ります。

住民福祉課

◆ 子どもの虐待防止

子どもの虐待を未然に防止するため、要保護児童対策地域協議会を核に組織体制の充実を図ります。

住民福祉課

3

子育て世代の交流促進

◆ いなみっ子交流センターの拡充

すべての子どもと親が集う場として、いなみっ子交流センターを拠点に、育児教室（ひまわり教室）、子育てサークル支援活動を拡充します。また、交流センターの開設時間を拡大し、利用者の利便性向上を図ります。

教育課

◆ 子育て世代の交流の場に関する情報発信の充実

育児教室や各地区で定期的実施している子育てサークルの開催情報について、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介した情報提供の充実を図ります。

教育課

◆ 町内の子育てサークル間の交流

町内の子育てサークルの交流活動を継続し、多様な親子が交流できる契機づくりを進めます。

教育課

4

子どもの遊び場の拡充

◆ 既存公園の整備と新公園の整備

印南浜公園、宇杉ヶ丘公園などの既存の公園の整備に加えて、新たに子どもの遊び場を設置するなど、より多くの親子が安心して楽しめる場所の整備を検討します。また、雨天時においても、親子で楽しめる施設の整備を検討します。

企画産業課

総務課

5

子育て・仕事の両立支援

◆ いなみこども園のサービス拡充

いなみこども園が円滑に機能し、保護者の幼児教育に関するニーズにきめ細かく対応できるよう支援します。延長保育、預かり保育に加えて、未就園児の子どもの一時預かり保育についても保護者の緊急時や、不定期的な就労などの利用ニーズを捉え、実施を検討します。

教育課

◆ 放課後子ども教室・学童保育のサービス拡充

ひとり親家庭が安心して働けるよう、いなみこども園のサービスの充実を始め、放課後子ども教室や学童保育の活動支援を進めます。

教育課

◆ 病児・病後児保育

医療事業者へ病児・病後児保育事業を委託し、子育て世代の子育て・仕事の両立支援を図ります。

住民福祉課

◆ 事業者への協力依頼

周辺市町を含め、子育て世代が勤務する事業者の協力を仰ぎ、子育てと仕事の両立がしやすいよう、時短勤務制度の拡充などを進めます。

企画産業課

◆ 仕事情報の紹介

子育てをしながら就業を希望される住民に向けて、本町ウェブサイト等を通じて、求人情報の提供を行います。

企画産業課

6

子育て世代のための住宅確保と家賃支援

◆ 若者に対する家賃支援

町内の賃貸住宅に居住する若者世帯の家賃の一部を助成します。また、町内に住宅を新築、購入、または改築した費用の一部を助成します。

企画産業課

◆ 高台での新たな住宅供給

高台の住みよい土地に道路、上水道を整備し、民間事業者による宅地造成を促し、新たな住宅供給を図ります。

企画産業課

◆ 空き家の利活用推進

空き家バンクへの登録及び利用を仲介した地元区へ助成を行い、空き家の利活用を進めます。

企画産業課

◆ 子育て世代と地域住民が交流できるイベントの開催

いなみこども園やいなみっ子交流センターで地域住民との交流を促すイベントの開催を検討し、子育て世代とその他の世代との交流を図ります。

教育課



住民、事業者の皆様へお願い

子育て世代に温かいご声援を

- 育児に奮闘する子育て世代にとって、日常生活で関わる方々からのちょっとしたお声かけや心遣い、手助けが、大変大きな支えとなります。「子育てするなら印南町」を地域全体で実現できるようご協力をお願いします。

子育て世代の方は、各種施策の活用を

- 本町では「子育てするなら印南町」の実現に向けて、子育て世代向けの各種施策を実施しています。施策内容を含めて、まずは「子育て世代包括支援センター」をご活用ください。



🍪 **がんばれ!** 🍪



政策 4 幼児教育の充実

施策の全体像は 26～27、43 ページ参照



現況と課題

学校教育へつなげる幼児教育のさらなる充実

子どもにとって幼児期は、保護者をはじめ多くの人に温かく見守られているという安心感と信頼感、自分を確立していく子ども同士のつながり、そして、さまざまな人と親しみ支え合って生活することを学ぶ時期です。学校教育における確かな学力構築のためにも、幼児教育の充実が重要になります。



基本方針

「10の育てたい姿」を目指す幼児教育

学校教育への円滑な接続を目指し、幼児教育では10の育てたい姿を指標として、生きる力の基礎となる健康な体づくり、愛情で育まれる豊かな心、基本的な生活習慣・生活規範を育むとともに、興味、関心や好奇心、探究心、集中力、挑戦力、忍耐力等を育て、自ら学ぼうとする力を育むことを目指します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

こども園の教育充実

◆ 質の高い幼児教育

3歳児の時期から幼児が発達していく過程を見通し、それぞれの時期にふさわしい教育の積み重ねが重要と捉え、3歳児以降を義務教育とし、質の高い幼児教育に取り組みます。

教育課



用語解説

「10の育てたい姿」とは

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において資質能力が育まれている幼児の具体的な姿で、以下の10点が該当します。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現。

◆ 外国語学習の実施

遊びを通して英語に親しみ、英語でのコミュニケーション力の習得を図るため外国人講師を派遣し、幼児期に英語や外国文化に触れる機会を取り入れます。

教育課

◆ さまざまな体験学習の実施

住民及び町内機関の協力のもと、さまざまな体験（農業体験、自然体験等）学習の機会を用意し、園児の多分野への興味、関心、好奇心を育てます。

教育課

2

園小連携の円滑化

◆ 学校教育の「基礎」となる“学びの力”を育成

本町では3歳児から小・中学校の12年間を「義務教育12ヶ年事業」と位置付けます。特に5歳児については、幼児期の段階から学校につながる教育内容を深めるとともに、学びに向かう力（集中力、挑戦力、持続力、好奇心、工夫力等）の育成や「生きる力」の基礎となる教育を推進します。

教育課

◆ 保育教諭・小学校教諭の専門性向上（園小連携）

いなみこども園保育教諭の専門性の向上を推進するため、各種研修事業を実施します。また、園小連携事業として学校教職員も研修し、小学校就学に向けての教育・保育内容について相互理解を深めます。

教育課



用語解説

「園小連携」とは

教室での科目授業が始まる小学校では、1年生において椅子にすわって授業を聞けない、時間割に合わせた持ち物管理ができないといった問題が生じます。そのため、こども園在園中から、小学校教育に合わせた幼児教育を行ったり、こども園と小学校の職員間での学び合いを実施するなど、「園小連携」が重要になっています。



住民、事業者の皆様へお願い

こども園での体験プログラム創出にご協力を

- 本町では、こども園の園児が多分野に対して興味、関心、好奇心を持てるよう、自然体験などの各種体験プログラムを用意しています。今後のさらなる内容充実のためにも、ご意見・ご提案など、皆様のご協力をお願いします。



政策 5 学校教育の充実

施策の全体像は 26～27、43 ページ参照



現況と課題

重要性がますます高まる学校教育

社会変化のスピードが増す中、個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培う学校教育は、ますます重要になっています。



基本方針

「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」を育む

教職員の資質向上、地域の協力や ICT などの先端技術を活用することで、一人ひとりの児童生徒が「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」を育めるよう学校教育の充実を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

「確かな学力」の育成

◆ 社会変化に対して、自ら考え、行動する力を育成

社会変化に対して、自ら課題を見つけ、考え、判断・行動するための「確かな学力」の育成を目指します。その一環として、学習規律の確立と学習意欲の向上を目的に、小中学校へ学習支援員を配置し、基礎的な学習等をサポートします。

教育課

◆ 読書力向上

学校図書室の運営改善や向上、利用促進のため学校図書館司書を配置します。

教育課

◆ 英語学習と国際的視野の養成

ALT（外国語指導助手）の派遣を通じて、英語によるコミュニケーション力を育成するとともに、国際的視野の養成を図ります。特に、地球の持続可能性が危惧される中、平成 27 年（2015 年）に制定された国連による SDGs について、中学校において学習し、地球の持続可能性に配慮することのできる生徒を育成します。また、海外在住の本町出身者などに協力を仰ぎ、外国の風土や文化について、ICT を活用したリモート（遠隔）教育等を検討します。

教育課

◆ リモート教育による町内学校間の共同授業の実施

町内の小学校・中学校同士をICTで接続し、リモート教育による共同授業を実施し、より多くの考え方や視点に触れる機会を確保します。

教育課

2

「豊かな心」の育成

◆ 自分や他の人の命・人権を大切にする心を育てる

命の大切さを学ぶことや、自分や他の人の人権を大切にする意識や意欲を育てることを、家庭と連携して進め、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやることのできる児童・生徒を育てます。

教育課

◆ 多様な体験を通じた人間性・社会性の育成

森林の生態や自然体験学習を通じて、豊かな人間性、社会性を育み、心身ともに調和のとれた児童生徒の成長を図ります。また、家庭や地域社会と連携した職場体験学習、地域の文化学習等を実施します。体験学習については、VR（仮想現実）を活用したプログラムの実施についても検討します。

教育課

3

「健康な体」づくり

◆ 体力向上プランの作成・実施

体力・運動能力調査の結果を踏まえ、体力向上プランを作成し、保健体育科の授業等により、運動習慣の促進と運動機会を確保し体力づくりの改善に取り組みます。

教育課

◆ 中学校運動部活動の充実

中学校運動部活動の充実を目指します。具体的には、運動部活動を支える環境整備を行い、本町運動部活動の方針に基づき、休養日・練習時間の設定など、発達段階に応じた望ましい指導を行います。

教育課

◆ 食育の充実

栄養教諭が中心となり、ジビエや郷土の食材の利用を含め学校給食を生きた教材として「食」に関する指導の充実を図ります。

教育課



用語解説

SDGs とは

地球環境問題に配慮した持続可能な生活のために、世界が共通して目指すべき行動目標のことで、平成27年（2015年）に国連が採択しました。「貧困をなくそう」、「質の高い教育をみんなに」、「働きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標があり、日本を含めた先進国も目標達成に向けた取り組みが必要です。そのため、地方自治体においても、SDGsの達成に寄与する施策展開が求められています。

4

中学校の統合

中学校において「確かな学力」や「豊かな心」を養成するため、中学校1校への統合を推進します。

教育課

5

教職員の資質・能力向上

◆ 指導方法の工夫・改善や優れた実践に関する情報共有

指導方法の工夫改善を推進するため、印南町教育研究会の活動を支援します。また、学力調査を実施し、学力の実態や課題を捉え、授業の改善を図ります。さらに、全ての学校において研究授業、公開授業を充実させるとともに、町内学校間で優れた実践に関する情報共有を図ります（周辺市町や和歌山県との情報共有にも取り組みます）。

教育課

◆ ICTを活用した教職員の能力向上

優れた指導方法などに関する動画コンテンツを制作し、教職員間で共有できるよう検討します。また、優れた指導教材について、インターネットを介して、教職員間で共有できるよう検討します。

教育課

6

ICTを活用した先端教育の展開

◆ 校内のICT利用環境の整備

GIGAスクール構想に基づき、小学校・中学校における校内無線LAN構築や生徒一人一台の教育用端末の購入を完了し、ICTを活用した先端教育を展開します。

教育課

◆ 非常時におけるリモート教育の実現

台風や感染症拡大時期においては、教育用端末を介したリモート教育を展開し、教育機会の確保を促します。

教育課

◆ 教職員間の情報共有手段としてのICT活用

授業だけではなく、教職員間での児童生徒の学力等の情報共有の手段としても、ICTを活用します。

教育課

用語解説



「GIGAスクール構想」とは

文部科学省が令和元年（2019年）12月に打ち出した構想で、全ての子どもに「一人一台の教育用端末」（パソコン、タブレット端末等）を整備し、ICTを活用することで、子ども一人ひとりの学習状況、ニーズに合わせた教育を実現する構想です。端末を通じて、一人ひとりが意見を発表するなど、双方向型の授業を行うことで、主体的・対話的で深い学びを実現できます。

7

小・中学校施設の整備

◆ 校内施設のバリアフリー化

ユニバーサルデザインを取り入れたバリアフリー化の観点から施設設備のさらなる充実を図ります。

教育課

◆ 校内施設の維持・改修

子供たちの学習環境の充実と安全確保のため、建物の維持修繕及び改修を検討します。具体的には、トイレの洋式水洗化、体育館の空調整備などが挙げられます。

教育課

8

ふるさと教育の充実

◆ 本町の自然・歴史・文化への理解促進

地域の産業や自然・歴史・文化などについての学習を通じて、地域や世代間の交流を深めます。また、コミュニケーション力養成の一環として、本町の魅力を町外に向けて発信する動画コンテンツなどの作成を通じて、本町の産業、自然・歴史・文化への理解を深めます。

教育課

◆ 多様な体験を通じた地域教育の推進

住民や町内事業者の協力または地域の人材活用、各種団体との連携・活用により、さまざまな体験学習プログラム（職業体験等）の構築を目指します。

教育課

9

特別支援教育の充実

◆ 一人ひとりに合った特別支援教育の展開

障害のある児童生徒一人ひとりの実態把握を進め、個に応じた学習活動を展開できるよう必要な支援を図ります。その際、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を活用して、学習支援を実施するとともに、保護者への円滑な情報提供を行います。

教育課

◆ 共働き世帯における児童の居場所づくり

共働き世帯の増加を踏まえ、学童クラブのさらなる運営充実を図り、児童の安全な居場所の確保と健全な育成を図ります。

教育課

◆ 住民協力による放課後教育の充実

住民の協力を仰ぎ、各校区にあった放課後子ども教室の運営充実を図り、児童が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

教育課

◆ ICT 活用による放課後教育の充実

通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、放課後子ども教室や学童クラブに関する情報発信を頻繁に行い、保護者にとって安心して利用できる放課後教育の展開を検討します。また、ICT を活用して、校区を越えた放課後子ども教室の交流を図ります。

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

地域学習のための体験プログラム創出にご協力を

・「豊かな心」の育成や本町の自然/歴史/文化への理解促進のため、小学校・中学校においてさまざまな体験プログラムの実施を推進しています。プログラム創出のため、ご意見・ご提案など、皆様のご協力をお願いします。

放課後教育の充実にご協力を

・本町では、放課後における児童の居場所づくりのため、放課後子ども教室を開設しています。教室では、住民が指導員となり、児童への学習機会を提供しています。指導員を希望される方は、ぜひ、本町教育課までご連絡ください。



政策 6 青少年の健全育成

施策の全体像は 26～27、43 ページ参照



現況と課題

青少年と地域社会の関係希薄化

地域住民の間関係希薄化が進む中で、町内の高校生など青少年と地域社会が疎遠になる傾向が強まっています。青少年の郷土愛の醸成とともに、その健全育成を図るため、さらなる活動充実が求められています。



基本方針

青少年を温かく見守る地域社会づくり

青少年を取り巻く生活環境の安全を強化するとともに、地域社会との交流を促進することで、その健全育成を促します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

青少年の育成と見守り

◆ 小・中学生の健全育成

健全な青少年を育成するため、小・中学校での体験学習の推進や子どもセーフティガード等の見守り体制を推進します。

教育課

◆ 青少年健全育成町民会議、青少年補導委員会の活動支援

地域コミュニティの関係希薄化が進む中、青少年を取り巻く生活環境の安全強化を図るため、印南町青少年健全育成町民会議、青少年補導委員会の活動を支援します。

教育課

用語解説



「印南町青少年健全育成町民会議」、「青少年補導委員会」とは

「印南町青少年健全育成町民会議」は、本町の青少年の健全育成のために、子ども相互の親睦と連絡協力を図り、全町民に対しては、青少年に対する教育啓発活動を行っています。

「青少年補導委員会」は、青少年の非行を未然に防止し、健全な育成を図るため、町民ぐるみの運動や明るい家庭・地域づくりを推進しています。

◆ ボランティア活動、地域イベント等を通じた交流促進

地域社会と疎遠になりがちな高校生について、地域学習やスポーツ、ボランティア活動、地域イベント等への参加を通じて、地域の関わりを進めます。また、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、高校生への地域情報の積極的な発信を検討します。さらに、高校生自身による地域の魅力情報の発信をお願いし、地域社会との交流の契機づくりを図ります。

教育課



第3章

基本方針③

住みたい・住み続けたいと感じられる

魅力あふれる郷 ^{まち}いなみ

● 方針概要

- ・子どもから高齢者、障害者の誰もが生涯を通じて、学び、スポーツができる郷に
- ・地域の歴史・文化を学ぶ機会を拡充し、自分たちの地域を誇れる郷に
- ・文化活動、スポーツを通じて住民同士や町外の人との交流を深め、魅力ある郷に
- ・平和と人権意識の向上に取り組み、誰もが尊重され、平等に社会参加できる郷に

● 施策の体系

政策1 いくつになっても学び続けられる環境づくり		p.62
	生涯学習機会の拡充と情報の充実	p.62
	学習グループ・指導者の育成	p.63
	生涯学習施設の整備	p.63
	読書のまちづくりの推進	p.63
	公民館活動の充実	p.63
政策2 魅力ある文化・歴史の発掘と継承		p.64
	伝統文化・歴史に関する研究活動の支援	p.64
	伝統文化・歴史に関する情報発信	p.64
	伝統文化・歴史に関する学習機会の提供	p.65
	伝統文化の継承と保存	p.65
政策3 新たな文化活動の支援		p.66
	文化サークル活動の支援	p.66
	交流イベントによる文化活動の普及	p.66
政策4 スポーツを楽しめる環境づくり		p.67
	運動する機会の拡充と関連情報の充実	p.67
	スポーツを楽しめる施設・場所の整備	p.68
	スポーツ団体の支援・指導体制の充実	p.68
	スポーツイベントの開催・支援	p.68
政策5 それぞれの人権・個性が尊重される環境づくり		p.70
	人権意識の高揚と啓発	p.70
	人権学習の推進	p.70
	高齢者・児童虐待等防止対策の充実	p.71
政策6 男女共同参画社会の推進		p.72
	女性の社会参加の促進	p.72
	男女平等意識の確立	p.72
	女性が働きやすい環境の整備	p.73



政策1 いくつになっても学び続けられる環境づくり

施策の全体像は26~27、61ページ参照



現況と課題

住民の暮らしの充実に欠かせない学習機会の整備

「知りたい」、「学びたい」という知的好奇心・探求心の充足は、住民の暮らしの充実に欠かせないものであり、そのための学習機会の整備や拠点づくりが重要になっています。



基本方針

公民館等を拠点に生涯学習の機会拡充

公民館等を拠点に、生涯学習の機会拡充や学習活動の支援を実施するとともに、乳児から高齢者を対象とした読書推進イベントの開催、新たな学習拠点の整備を進め、いくつになっても学び続けられる環境づくりを進めます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

生涯学習機会の拡充と情報の充実

◆ 生涯学習の内容充実と情報発信の拡充

社会教育委員を介して、住民の生涯学習に関する要望を把握し、生涯学習の内容充実等に取り組みます。また、関係機関等との連携により、多様な生涯学習情報の提供を図り、生涯学習への参加機会の拡充を図ります。特に公民館及び分館活動や文化サークル活動の情報発信を図ります。その際、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介した情報発信の拡充についても検討します。

教育課

◆ 周辺市町ならびに県における生涯学習情報の案内

周辺市町ならびに和歌山県における生涯学習に関する講座・セミナー情報などについて、各市町より情報提供をお願いし、住民への情報発信を図ります。

教育課

2

学習グループ・指導者の育成

歴史文化研究会のような自主的なグループ学習活動を支援するとともに、公民館等を拠点にそのような活動をリードする指導者の育成を図ります。

教育課

3

生涯学習施設の整備

住民による生涯学習活動が円滑に進むよう、公民館等の拠点の維持整備を進めます。カフェやコワーキングスペース（協働・交流の場）を併設した新たな生涯学習・文化活動拠点の整備を検討し、幅広い年齢層の住民が生涯学習に参加する契機づくりを図ります。

教育課

4

読書のまちづくりの推進

乳児期におけるブックスタート事業をはじめ、読書フェスティバル、お話し会、読み聞かせ講座等を開催し、幼児から高齢者まで、読書を楽しめるまちづくりを推進します。また、町民アンケートで希望の多かった「ゆったりくつろげる空間」を持つ図書スペースの整備について検討します。

教育課

5

公民館活動の充実

地域の特性に応じた自主活動が展開されるよう、公民館及び分館における学習相談体制の充実を図ります。また、ロビー等を活用し、コンサート等の季節感を楽しむ機会や交流等を図ります。

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

学習グループ結成を希望される方はご相談を

- 希望されるテーマで、仲間とともに学ぶことを希望される方は、本町教育課までご相談ください。学習仲間の募集や学習場所の案内などについて、相談に応じます。

皆さんの「学び」について教えてください

- 文化サークル活動のみならず、地域の文化・歴史に関する探究活動を実施されている方で、情報発信を希望される方は、本町教育課までご相談ください。本町ウェブサイトなどを通じて、皆さんの探求活動の成果について、内容検討の上、情報発信させていただきます。



政策 2 魅力ある文化・歴史の発掘と継承

施策の全体像は 26～27、61 ページ参照



現況と課題

人口減少で難しくなる地域文化と歴史の継承

地域の文化・歴史は、先人たちが築きあげてきた当地独自の資源であり、魅力あるまちづくりに欠かせないものです。ただし、人口減少により、次の世代に継承できる人材は不足しており、次代を担う若者が地域文化・歴史を学ぶ機会は十分ではありません。また、埋もれている伝統文化・歴史の発掘を通じて、当地の魅力を高め、観光魅力を増大させる必要もあります。



基本方針

文化や歴史に関する情報発信、継承・保存を推進

本町に住む全ての人が、地域の文化に誇りと魅力を感じられるよう、学習機会の提供や伝統文化・歴史に関する情報発信、継承・保存を進めます。また、研究活動を支援することで、埋もれている伝統文化・歴史についても発掘を行い、さらなる魅力向上を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

伝統文化・歴史に関する研究活動の支援

◆ 歴史文化研究会の活動支援

かつお節製造の先駆者である印南漁民三人衆や切目王子を中心とする印南四王子について、研究を行い、紹介冊子等を発行している印南町文化協会（歴史文化）の活動を支援します。

教育課

◆ 印南四王子に関する研究活動の推進

熊野古道について研究を行う研究者や研究グループと協働し、熊野古道の重要スポットである切目王子等について、情報交換を行い、歴史探求を深めます。

教育課

2

伝統文化・歴史に関する情報発信

◆ 町内外への情報発信

歴史文化研究会等の研究成果をもとに、本町の文化・歴史に関する紹介ウェブサイトを構築し、町内外に情報発信を行います。

教育課

◆ ICT を活用した情報発信

本町の文化・歴史について、地域教育の一環として、町内の小学生・中学生に紹介動画を作成してもらい、町内外に発信します。また、QRコードを利用し、かつての本町の古い町並みなどを再現し、観光客などに対して情報発信することを検討します。

教育課

3

伝統文化・歴史に関する学習機会の提供

小・中学校において、本町の文化・歴史学習の充実を進め、理解度の向上を図ります。また、印南町文化協会や公民館活動等において、地域の歴史・文化学習の機会を設け、住民の理解度の向上を図ります。

教育課

4

伝統文化の継承と保存

◆ 指定文化財の継承と保存

指定文化財を適正に継承・保存し、説明板設置を進める等、歴史文化の伝承を図ります。また、県指定文化財である切目王子跡については、国史跡への登録を目指します。

教育課

◆ 祭事等への児童・生徒の参加機会の拡充

祭事や民俗芸能、地域文化等の伝承を図るため、諸活動への児童・生徒の参加機会の拡充を図ります。

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

地域の文化・歴史の継承活動にご協力を

- 指定文化財、祭事、民俗芸能、地域文化等の伝承を図る際に、住民の方のご協力をお願いします。

歴史





政策 3 新たな文化活動の支援

施策の全体像は 26～27、61 ページ参照



現況と課題

新たな文化を創造するサークル活動の減少

本町の文化が先人たちによって築かれてきたように、将来の町の文化を支えるのは、今を生きる人々による文化活動です。ただし、文化サークルなどの活動に参加する人数は減少傾向にあり、サークルの新設もここ最近は見られず、さらなる活動の活性化が求められています。



基本方針

文化活動への参加者増加、活性化を推進

住民の生きがい・居場所づくりに貢献し、将来の町の魅力化を支える文化活動について、本町はその活動を支援するとともに、町内外での活動発表の場を設けることで、活動参加者の増加や活性化を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

文化サークル活動の支援

住民にとって、文化活動の拠点となる文化サークル（俳句クラブ、水墨画クラブ等）は町内で 12 あり、それらの活動を支援することで、住民の文化活動のさらなる充実や、生きがいづくりに貢献します。

カフェやコワーキングスペース（協働・交流の場）を併設した新たな文化活動拠点の整備を検討し、住民が家族、仲間とともに文化活動を楽しめる場所を創造します。

教育課

2

交流イベントによる文化活動の普及

◆ 文化活動の発表の場を拡充

住民の文化活動を活性化するため、「秋の文化祭」等の活動発表の場を拡充します。町内で人が多く集まる役場庁舎や公民館等を発表の場として提供するとともに、文化活動の発表の場を、インターネット上に設けることを検討します（本町ウェブサイトなどでの写真掲載や動画掲載等）。

教育課



政策 4 スポーツを楽しめる環境づくり

施策の全体像は 26～27、61 ページ参照



現況と課題

健康の維持増進に欠かせない運動習慣のある住民は半数以下

スポーツは、健康の維持増進や体力の向上、住民同士の交流、生きがいづくりにおいて重要な役割を担っています。その一方で、日ごろから運動を行う住民の割合は 45.4%と半数に満たない状況です。スポーツをする機会の受け皿となっているスポーツ団体についても、人口が減少する中で、活動維持は難しくなっており、スポーツ参加者の増大が求められています。



基本方針

多くの住民がスポーツに触れる機会を拡充

住民の健康維持増進、体力づくり、交流促進、生きがいづくりに資するスポーツ活動を活性化させるため、スポーツイベントの開催やスポーツ団体の支援を通じて、より多くの住民がスポーツに触れる機会を拡充させます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

運動する機会の拡充と関連情報の充実

◆ 体操教室等の開催

競技スポーツだけではなく、住民のニーズも踏まえながら体力向上や健康維持増進、世代間交流の促進を目的に、体操教室やニュースポーツに関する教室を開催します。

教育課

◆ ICT 活用による運動習慣づくりの提案

住民に対して、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を活用した、健康体操、筋力トレーニングやヨガなどさまざまな運動、スポーツの動画視聴による運動習慣づくりを提案します。また、スマートフォンアプリなどを活用して、日々の運動量を自動計測し、見える化することで、住民の運動への動機づけについても提案を行います。

教育課

◆ スポーツ少年団・運動サークルの活動支援

スポーツ少年団の活動だけではなく、新たな運動サークルの活動立ち上げに向けた支援を行い、幅広い年齢層の住民の運動機会を拡充します。また、人口減少下において、多人数で実施するスポーツについては、その活動継続が難しい状況となっており、周辺市町の住民との共同運営についても検討します。

教育課

◆ スポーツ推進員の活動支援とスポーツ優秀者の表彰

住民の運動機会の拡充を目指し、スポーツ推進員の活動を支援します。また、各種スポーツ競技において、優秀な成績を収めた者等を表彰することにより、印南町のスポーツの発展を図ります。

教育課

2

スポーツを楽しめる施設・場所の整備

町立運動場・体育センター等の社会体育施設の維持管理を行い、利用者がスポーツ・運動を安心して、楽しめる環境を整備します。また、住民の水泳技術の向上と、健康の保持・増進のため、夏期に町民プールを開館するとともに、利用者が安心して楽しめる環境整備のため、劣化している外観等の改修を検討します。

教育課

3

スポーツ団体の支援・指導体制の充実

印南町体育協会や印南町スポーツ少年団に所属する各クラブ等の競技力向上、参加者の拡大を図るため、組織のさらなる充実を図ります。また、スポーツ団体の指導者の育成や指導力の向上を促進するとともに、ニュースポーツの導入等と併せて指導者の育成・支援を図ります。

教育課

4

スポーツイベントの開催・支援

◆ マラソン大会の開催

健康の維持増進とランニングスポーツの振興、地域活性化を目的としていなみまめダムマラソンを開催するとともに、さらなる参加者増加を目指して、PR活動やプログラムを充実させます。

教育課

◆ スポーツ大会・スポーツイベントの開催と誘致

スポーツに親しむ機会の増大と住民の親睦を図るため、スポーツ大会やイベントの開催を検討します。また、御坊・日高圏域の周辺市町と協働して、大規模スポーツイベントの誘致や開催を行い、住民がスポーツ・運動に取り組んだり、観たりする機会を拡充します。

教育課

◆ ジュニア駅伝大会への選手団派遣

本町のスポーツ振興と青少年の健全育成、本町の活性化のため、ジュニア駅伝大会に本町選手団として出場します。

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

スポーツ団体の支援・指導体制の充実にご協力を

- ・印南町スポーツ少年団に所属する各クラブ等について、活動充実のため、指導者や支援者を募集します。新たなスポーツ団体の設立に関心をお持ちの方は、本町教育課までご相談下さい。





政策5 それぞれの人権・個性が尊重される環境づくり

施策の全体像は 26～27、61 ページ参照



現況と課題

インターネット上での人権侵害など新たな課題も発生

女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する人権侵害などが、依然として問題となる中で、いじめや女性への暴力、児童虐待といった問題も増えており、職場でのハラスメント（嫌がらせ）やインターネット上の人権侵害、性的少数者に対する偏見なども問題になっています。



基本方針

深刻化している高齢者や児童虐待等の防止対策の充実

すべての人の基本的人権が尊重される差別のない社会を実現するため、人権学習の推進や人権意識の高揚と啓発に取り組むとともに、近年、深刻化している高齢者や児童虐待等の防止対策を充実させます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

人権意識の高揚と啓発

出自、性差、思想に関係なく、全ての人は、基本的人権が尊重されるということを、学校や生涯学習の場はもとより、人権福祉講演会などを通じて伝え、住民が認識を深めることを目指します。特に、近年増加傾向にあるインターネット上での人権侵害や性的少数者に対する偏見などについても住民の正しい理解を促します。

教育課

2

人権学習の推進

人権に対する認識を深め、正しい知識が習得されるよう、学校教育や生涯学習等において、人権学習を進めます。また、町内事業者においても、全ての人の就業機会の均等化に取り組むよう、人権福祉講演会等への参加を促します。

教育課

3

高齢者・児童虐待等防止対策の充実

児童・高齢者・障害者に対する虐待について、要保護児童対策地域協議会や地域包括支援センター等による相談・支援体制を整備します。また、国が実施する「子どもの人権 110 番」の周知を図るとともに、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりを行います。

住民福祉課

教育課





政策 6 男女共同参画社会の推進

施策の全体像は26～27、61ページ参照



現況と課題

女性の社会生活と家庭生活の両立に関して課題が山積

女性の社会参加が進むにつれ、社会生活と家庭生活の両立が大きな課題となっています。女性が安心して社会参加を続けるためには、女性が働きやすい環境の整備や男女平等意識の普及啓発が欠かせません。さらに、職場におけるハラスメントや家庭内暴力などの問題もあり、女性が住みたい・住み続けたいと感じられるまちづくりに向けて、課題は山積しています。



基本方針

男女平等意識の確立や女性が働きやすい環境整備を推進

女性に対する差別や、社会生活と家庭生活との両立の難しさといった障壁を取り除き、女性の充実した社会生活を実現するため、男女平等意識の確立や女性が働きやすい環境整備を進めます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1 女性の社会参加の促進

◆ 幼児・児童の保育と教育環境の充実と女性グループづくりの推進

女性の社会参加を促進するため、幼児・児童の保育・教育環境の充実を図ります。また、女性の社会参加を促すために必要な環境整備について、女性視点からの改善を行えるようグループづくりを進めます。

総務課

教育課

2 男女平等意識の確立

◆ 平等意識醸成のための教育機会の拡充

社会的な性差別にとらわれない考え方や行動を身に付けるとともに、男女の人権が平等に確保されるよう、家庭、学校、事業所等において教育機会の充実を進めます。

総務課

教育課

◆ 女性に対する家庭内暴力防止のための広報・啓発活動

女性に対する家庭内暴力等を防止するため、広報・啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携による相談機会の拡充を図ります。

総務課

教育課

3

女性が働きやすい環境の整備

◆ 雇用における女性差別の排除

女性の就労の場と就労しやすい環境創出を図るとともに、雇用の分野において性による差別を受けることのないよう事業者等に対して啓発活動を行います。

総務課

教育課

◆ 時短勤務制度の導入促進と男性の育児休暇制度の利用促進

町内事業者働きかけ、子育て世代の女性が就労する場合、時短勤務や出勤日数の調整など働きやすい環境創出を図るとともに、夫の育児休暇制度などの利用等を促し、育児における女性負担の軽減を図ります。

総務課

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

女性が働きやすい環境の整備にご協力を

- 子育て世代の女性に対して、時短勤務制度の整備や出勤日数の調整など働きやすい職場環境となるよう、町内事業者の方をお願いします。また、男性従業員についても、育児休暇制度の利用を促していただけるよう町内事業者の方をお願いします。



第4章

基本方針④

豊かな自然とくらしが調和した安全・安心の^{まち}郷いなみ

● 方針概要

- ・ 道路整備、公園緑地、社会インフラ整備を適切に行い、快適に暮らせる郷に
- ・ 遊休農地、町有地・空き家を活用し、若者が移住・定住する上で魅力のある郷に
- ・ 最先端技術を活かして防災、減災対策を進め、安全・安心で強靱な郷に
- ・ 災害時に住民が互いに助け合い災害に立ち向かう郷に

● 施策の体系

政策1 道路・交通網の整備	p.76		
		国道・県道の整備促進	p.76
		町道・橋梁等の整備	p.77
		高速道路の整備・利便性の向上	p.77
		公共交通機関の利便性の向上	p.77
		先端技術を活用した移動手段の確保	p.77
政策2 土地利用の合理化	p.78		
		遊休農地等の防止と活用	p.78
		山林の保全と活用	p.78
		町有地の活用	p.79
		公園・広場等の活用	p.79
		地籍調査事業の推進	p.79
政策3 住環境対策の充実	p.81		
		宅地・住宅の供給	p.81
		町営住宅の管理と整備	p.81
		空き家の活用	p.81
		民間資本の活用	p.82
政策4 上水道の整備	p.83		
		水源の確保	p.83
		上水道施設等の整備	p.83
		管理体制の充実	p.83
政策5 汚水処理施設等の整備	p.84		
		汚水処理事業の推進と適正管理の促進	p.84
		合併処理浄化槽の設置と適正管理の促進	p.84
		生活排水の排出抑制	p.85
政策6 廃棄物・し尿処理対策の充実	p.86		
		ごみの減量化・リサイクルの推進	p.86
		廃棄物処理の適正化	p.86
		し尿処理の適正化	p.87
		脱炭素社会・循環型社会の構築	p.87

政策7 消防・救急対策の充実	p.88		
		消防団の充実	p.88
		消防水利の整備と充実	p.89
		火災予防の啓発	p.89
		救急・救助体制の充実	p.89
政策8 防災・危機管理対策の充実	p.90		
		南海トラフ巨大地震対策の推進	p.90
		いなみ防災広場の整備	p.91
		災害情報の収集・伝達体制の整備	p.91
		防災意識の向上と地域ぐるみの自主防災体制づくり	p.91
		防災用備蓄資機材の充実	p.92
		危険箇所の整備	p.92
		多様な災害への対策の充実	p.93
		ICTスマートタウン実現による防災対策の強化	p.93
政策9 交通安全・防犯対策の充実	p.94		
		交通安全施設の整備と充実	p.94
		交通安全思想の普及と啓発	p.94
		防犯意識の高揚	p.95
		防犯環境の整備	p.95
政策10 環境保全対策の充実	p.96		
		環境保護意識の啓発	p.96
		自然環境の保全	p.96
		河川・海岸の美化	p.97
		公害の防止	p.97
政策11 消費生活対策の充実	p.98		
		消費者相談体制の充実	p.98
		消費者意識の啓発	p.98
		消費者保護の推進	p.98



政策 1 道路・交通網の整備

施策の全体像は 26～27、74 ページ



現況と課題

人口減少・高齢化への対応と道路・橋梁の老朽化への対応

人口減少と高齢化が進む中でも、住民の移動手段の確保は重要な行政課題です。また、町道・林道や橋梁の老朽化が進む中で、住民にとって安全な道路・交通網の整備を進めることは、日常生活の利便性を高めるとともに、災害時の救援物資輸送ルート確保などにもつながります。



基本方針

町道整備の推進と自動運転技術など先端技術の活用を検討

すべての住民の移動手段の確保と利便性向上を目指し、高速道路、国道、県道の整備促進や公共交通網の利便性改善を関係機関に要請するとともに、町道等の整備を進めながら、自動運転技術などの先端技術を生かした移動手段の確保についても検討します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

国道・県道の整備促進

◆ 国道 425 号、県道日高印南線の整備促進

国道 425 号は令和 2 年度（2020 年度）をもって印南町内分が完成しましたが、本町から田辺市龍神村小家谷の国道 424 号までの間について、早期の整備を要請します。また、県道日高印南線は真妻地区、切目川地区住民の御坊・日高圏域への生活及び産業振興に欠かせない道路であり、早期の整備を要請します。

建設課

◆ 県道田辺印南線の整備促進

県道田辺印南線は国道 425 号（古井地区）から横川地区を通り、みなべ町西本庄の国道 424 号を東西に結ぶ路線であり、他市町との地域間交流、また両町における日常生活道路となっており、両町連携のもと県に早期の整備を要請します。

建設課

2

町道・橋梁等の整備

◆ 地震や台風等に強い道路・橋梁の整備

産業の発展や生活の利便性向上に欠かせない町道について、機能的で安全性の高い道路網が形成されるよう町道の改良、橋梁の長寿命化、交通安全施設の設置等を進めます。その際、地震や台風等の自然災害に強い道路・橋梁の整備を図ります。その中でも、切目橋架替事業においては、住民の理解を得ながら推進します。

建設課

◆ ドローン等の先端技術を活用した点検作業の実施

町道・橋梁の定期点検を実施し、改良の必要性やその時期について判定し、安全性を維持します。その際、ドローン（小型無人飛行機）等の先端技術を活用し、作業の効率化を図ります。

建設課

3

高速道路の整備・利便性の向上

本町と京阪神都市圏を結ぶ阪和自動車道について、有田インターチェンジから印南インターチェンジ間の4車線化工事が進められています。事業許可済みの印南インターチェンジからみなべインターチェンジについても、早期の4車線化を国に対し要請します。また、印南サービスエリアは、交流や情報提供等に係る機能の充実を検討します。

建設課

企画産業課

4

公共交通機関の利便性の向上

◆ JR 紀勢本線に関する利便性向上の要請

JR 紀勢本線について、特急停車駅での乗り換え時間の短縮等を関係機関に要請していきます。リノベーションした印南駅、切目駅を活用し、住民に親しまれ、観光客を誘客できる交流の場を目指します。

企画産業課

◆ 御坊市内へのアクセス・回遊性の向上

熊野御坊南海バス日裏線について、事業者を補助することにより路線の維持・確保を図ります。また、御坊市内での移動手段について、本町ウェブサイトなどで時刻表などの情報提供を行います。

企画産業課

◆ コミュニティバスの効率的な運営

コミュニティバスについては、乗車ニーズの高い時間帯に注力した運営を行います。また、公共交通機関と情報共有を図りながら、適正運営に取り組みます。

企画産業課

5

先端技術を活用した移動手段の確保

◆ 自動運転技術を活用した交通利便性の向上

自動運転技術の発展を鑑み、本町での利活用を検討し、山間部の高齢者をはじめ、より多くの住民の交通利便性の向上を目指します。その際、国・県に自動運転に関する技術的動向などについて、情報提供をお願いし、本町での導入の際には、規制緩和を含め導入支援を依頼します。

企画産業課



政策 2 土地利用の合理化

施策の全体像は 26～27、74 ページ



現況と課題

遊休農地の増加と公共施設の維持管理

景観形成や生態系の保全、治水などの防災に大きく関係する農地・山林について、担い手不足からその維持管理が困難になっている場所が増えており、適正管理が求められています。

庁舎や公園等の既存施設について、限られた財源の中で、維持管理をしながら、多様化する住民ニーズにも対応することが求められています。また、学校跡地などの町有地についても、民間事業者の誘致や売却を含めた有効活用の検討が必要です。



基本方針

景観・自然環境の保全を重視した土地・施設の有効活用

多くの住民が誇りに感じる本町の景観・自然環境について、その保全を重視しながら、農地・山林の保全、庁舎・公園等の維持管理、町有地（学校跡地等）の有効活用を目指します。特に学校施設については、耐震、空調完備やインフラ環境が整った安全で安心な施設であり、有用性が非常に高く、町内事業者や本町出身の起業者による利用を促し、誘致制度を設け、ふるさと応援企業として支援を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

遊休農地等の防止と活用

多様な生態系の保全、治水、景観保全の観点から、農業委員会等の関係団体と連携し、遊休農地の防止・活用を図ります。その際、町内の遊休農地について、本町ウェブサイトなどで地図情報と合わせて、現地状況などの提供を検討します。

企画産業課

2

山林の保全と活用

◆ 治山事業の活用と環境維持に配慮した土地利用

防災や環境形成上重要な資源である山林について、保全を基本とし、危険な箇所や保全されていない箇所については治山事業などを活用し、保全を図ります。新たな土地需要に対しては、環境維持に十分な配慮を行いつつ、土地の有効活用を検討します。

企画産業課

◆ ICT を活用した土砂災害の防止

近年、全国で増加している豪雨災害について、土砂崩れなどを事前に察知するため、振動センサー等の ICT を活用した防災・減災を目指します。

総務課

建設課

3

町有地の活用

◆ 公共施設の維持管理と学校跡地の有効活用

庁舎、印南避難センター、公衆トイレなどの公共施設の維持管理について、「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」により施設の適正管理を行います。学校跡地等の行政目的を終了した町有地については、民間事業者の誘致や売却も含め利活用方策を計画・実施します。

総務課

◆ いなみ防災広場を県・民間との協働により有効活用

いなみ防災広場の普段の公園的活用とともに、印南SAが近接し、県内の中央部に位置することから、国・県・NEXCO 西日本等関係団体と連携し、町にとってメリットのある場所として活用することを検討します。

企画産業課

総務課

建設課

◆ 先端技術を活用した町有地の有効活用

ドローン、IoT や AI などを活用し、有効かつ効率的に町有地を活用できるよう先端技術の利用を推進します。具体的には、寄附された山地など直接確認しづらい場所の状況把握にドローンなどの先端技術を活用します。

総務課

4

公園・広場等の活用

◆ 住民との協働による公園・広場等の適正管理

地域のふれあいの場、いこいの場である公園・広場等について、快適性・安全性を確保するため、住民と協働しながら適正管理を行います。また、運動場・広場等の利活用を促すため、広報活動を図ります。

総務課

◆ いなみ防災広場での公園・広場の設置検討

充実した子どもの遊び場を求める住民の声が多いことを踏まえ、印南 SA 北側で整備を検討しているいなみ防災広場での公園・広場の設置を検討します。

企画産業課

総務課

建設課

5

地籍調査事業の推進

◆ 地籍調査事業の推進と効率化

土地に係るトラブルの未然防止、公共事業に要する測量の経費や手間の軽減による事業の円滑な執行のため、境界・面積の確定を実施します。ただし、所有者・地権者の高齢化により境界確認が難しい状況となってきたことから、航空写真やドローンなどを利用して、特に山林での境界確認作業の負担の軽減策を検討します。

建設課



住民、事業者の皆様へのお願い

「農地を貸したい」、「農地を借りたい」方にご相談下さい

- 活用しなくなった農地などを貸したい方や、新たに農地を借りたい方がいましたら、本町企画産業課までご相談下さい。

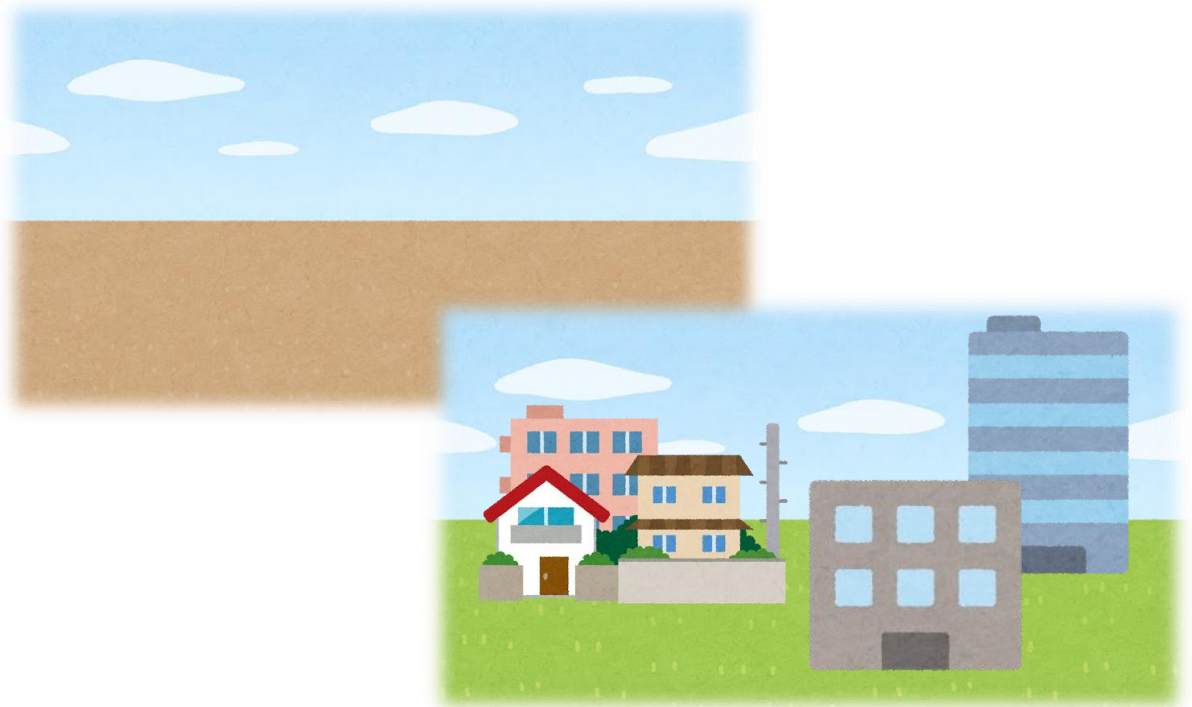
遊休農地になりうる農地等について情報提供を

- 遊休農地になりうる農地について、情報提供をお願いします。事前に把握することで、遊休化の防止に取り組みます。

公園・広場の維持管理にご協力を

- 公園・広場の維持管理において、近隣の住民の方に清掃等への協力をお願いするとともに、改善要望など情報提供を依頼します。

土地の有効活用





政策 3 住環境対策の充実

施策の全体像は 26~27、74 ページ



現況と課題

空き家が増加する一方で、新たな宅地・住宅ニーズは高まる

子育て世代を中心に、新たな宅地・住宅ニーズが多く見られ、民間資本を活用した宅地・住宅の提供が求められています。その一方で、低地における空き家の増加が進んでおり、防災・減災の視点、景観保全の視点を踏まえた有効活用が求められています。



基本方針

民間活力を活用した宅地・住宅の提供と空き家の有効活用

本町に住みたい、住み続けたいと考える住民のニーズに対応するため、民間活力の活用等により多様な宅地・住宅の提供を図るとともに、増加する空き家を有効活用し、事業者を含め、多様な住民が暮らしていける住環境を整備します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

宅地・住宅の供給

若者や移住希望者をはじめ、本町での居住を希望する人に対して、暮らしやすい宅地・住宅の確保・提供方策を検討するとともに、空き家バンク制度の充実・広報を進めます。宅地・住宅の確保・提供の際には、自然及び営農環境等との調和に配慮します。

企画産業課

2

町営住宅の管理と整備

住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で住宅を供給し、住民の生活安定と社会福祉の増進を図るため、適正な管理と整備を進めます。

建設課

3

空き家の活用

◆ 空き家バンクの利用促進

人口減少下で増加傾向にある空き家について、景観維持の観点から、その有効活用を図ります。空き家に関する情報収集を進め、その情報が集約されている空き家バンク制度の利用促進を図ります。県外からの移住者に対しては、県の「空き家改修補助金」を紹介することで、空き家の活用促進を図ります。

企画産業課

◆ 民間資本を活用した新築住宅・賃貸住宅の供給

宅地や住宅の供給にあたっては、津波被害を受けない高台に道路や上水道等の整備を進めることで、民間資本による宅地整備・住宅建設を促します。同様に、町有地を利活用し、民間の力を活用して、賃貸住宅の建築を進め、住民の多様な住宅ニーズに対応します。また、将来世代に対する先行投資の意味合いから「未来投資事業」の一つとして実施します。

企画産業課

建設課

生活環境課

用語解説



未来投資事業とは

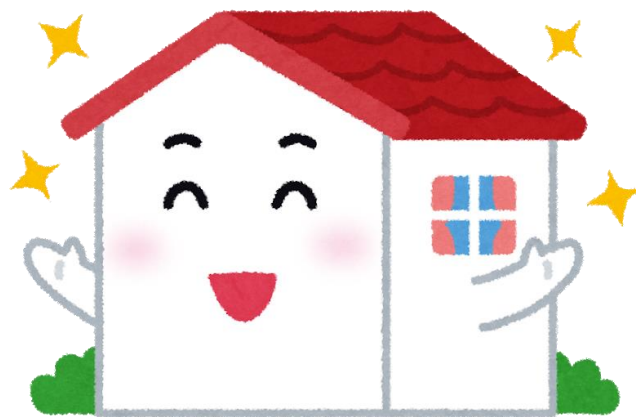
本町の長期的な発展を目的に実施される事業のことで、令和2年度（2020年度）には高台での宅地整備に関する事業、いなみこども園での外国語活動補助事業（ネイティブ講師の派遣等）、町内8学校への電子黒板の整備事業などを実施しております。



住民、事業者の皆様へのお願い

空き家の処分・相続、利活用についてご相談下さい

- ・防災・減災の視点、景観保全の視点から、空き家の増加は大きな行政課題です。県では日高振興局等で「空き家なんでも相談会」を年に数回開催しており、空き家の相続、処分、利活用について専門家に相談する機会を設けておりますので、是非ご利用下さい。





政策 4 上水道の整備

施策の全体像は 26～27、74 ページ



現況と課題

老朽管の更新、既存施設の防災対策、施設管理システムの効率化

安全で良質な水道水の安定供給を図るため、水道施設や老朽管の更新、既存施設の耐震化や長期停電への対応、また、各施設を効率的に管理できるシステムの整備が課題となっています。



基本方針

施設設備の更新、管理体制の充実化を進める

安全・安心な水道水の安定供給のため施設設備の更新、管理体制の充実を進めます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

水源の確保

水源の安全性を確保するため、水源地周辺の環境保全と河川の水質汚濁の防止等を進めます。また、大規模災害、広域停電等の不測の事態に対応するため、町内における新たな水源について検討を進めます。

生活環境課

2

上水道施設等の整備

◆ 老朽化対応・防災対応を推進

老朽化施設・管路等の更新や耐震化、長期停電時への対応を効率的に進めます。水道施設の適切な維持管理を行うため、必要経費の見直しを行うとともに、適正な水道料金について検討を行います。その際、補助金等を活用できるように国へ要望を行います。

生活環境課

3

管理体制の充実

◆ 水道施設の効率的な管理

本町が管理する各水道施設（印南・印南原・切目川・川又）を、効率的に管理できるよう中央監視システムの整備を図ります。その際、ICT を活用することにより、安価で効率的なシステムの整備を検討します。また、国庫補助金を活用できるように適用要件の緩和について要望を行います。

生活環境課



政策 5 汚水処理施設等の整備

施策の全体像は 26～27、74 ページ



現況と課題

汚水処理効率の向上を目指した集落排水への接続や浄化槽の設置推進

本町の魅力的な自然環境の一つである河川・海について、その水質汚濁を防ぎ、環境保全に努めることが重要です。本町では、農業集落排水及び合併浄化槽の設置を推進してきました。一方で単独浄化槽や便槽からの切り替えが進みにくいことや汚水処理に関して個人施設では強制できないことが課題として挙げられます。さらなる汚水処理効率の向上のためにも、より一層の農業集落排水接続や浄化槽の設置推進が求められています。



基本方針

水質保全に向けた住民の意識醸成

衛生的な日常生活ときれいな水に囲まれた生活環境を維持するため、下水処理施設の適切な維持管理を進めるとともに、水質保全に向けた住民の意識醸成に取り組みます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

汚水処理事業の推進と適正管理の促進

3 地区（山口・古井・共栄地区）の農業集落排水処理施設が有効に機能するよう、受益者の早期接続を推進し、健全な財政運営が行えるよう、維持管理費等の適正化を図ります。その他の地区については、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、地区単位及び集落単位に合併浄化槽補助金の面的整備による追加補助制度を啓発し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

生活環境課

2

合併処理浄化槽の設置と適正管理の促進

合併処理浄化槽設置補助金制度の広報活動を進めることで、浄化槽の設置促進を図り、衛生的な生活環境の創出と流域河川や海域の水質汚濁防止等を図ります。合併処理浄化槽等の設置推進、適正管理に関する指導等を効果的にするため、正確な情報を把握するとともに、浄化槽台帳の手入れを行います。

生活環境課

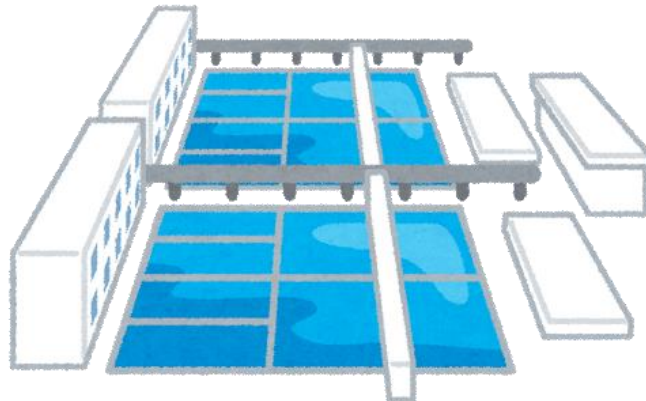
3

生活排水の排出抑制

◆ 使用済み食用油や合成洗剤の適正処理、排水量の抑制

河川の水質汚濁を防ぐため、使用済みの食用油の適正処理や合成洗剤の適正利用、排水量を減らすといった家庭でできる生活雑排水対策について広報活動を進めます。

生活環境課





政策 6 廃棄物・し尿処理対策の充実

施策の全体像は 26～27、74 ページ



現況と課題

温室効果ガスの排出量削減、プラスチックの排出抑制が課題

日々の生活において必ず発生する廃棄物について、本町ではこれまで周辺市町と連携しながら、広域圏で効率的な処理に取り組んできました。近年、世界的に「持続可能性」が求められる中で、温室効果ガスの排出量削減、ゴミの減量化やリサイクル、プラスチックの排出抑制などが重要な課題となっています。



基本方針

持続可能性を確保するため、周辺市町、住民、事業者と協働

持続可能な生産消費形態を確保するため、廃棄物・し尿処理については、広域圏における適正処理を図るとともに、ゴミの減量化、リサイクル、省エネ・再生可能エネルギー活用、プラスチックの排出抑制については、住民・事業者・行政が一体となって取り組みます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみの減量化・リサイクルを図るため分別回収の徹底を図るとともに、家庭における生ごみ処理機の設置、各地区におけるゴミ集積施設の設置、資源ゴミの集団回収等を支援します。

生活環境課

2

廃棄物処理の適正化

御坊広域清掃センターにおいて廃棄物の適正処理を行うとともに、御坊広域圏内の市町で策定している循環型社会形成推進地域計画に基づき、ゴミの最終処分量の削減を進めます。

生活環境課

3

し尿処理の適正化

し尿・浄化槽汚泥については、御坊クリーンセンターにおいて適正処理を行うものとし、し尿等の収集運搬が衛生的に行われるよう、収集許可業者と連携を図りながら、より一層の適正化を図ります。

生活環境課

4

脱炭素社会・循環型社会の構築

◆ 施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入

公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、民間活力による風力・太陽光発電等を住民との合意形成を図りながら展開します。

総務課

企画産業課

生活環境課

◆ 廃棄物の3R運動の推進

資源の有効活用と循環が図られるよう住民・事業者・行政が一体となって廃棄物の3R運動（発生抑制:Reduce、再使用:Reuse、再資源化:Recycle）に取り組みます。

生活環境課

◆ プラスチック製品の使用・利用機会削減

プラスチックによる海洋汚染が問題視される中、住民・事業者・行政が協働して、プラスチック製品の使用・利用機会の削減に取り組みます。

生活環境課

用語解説



脱炭素社会とは

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、回収（アルカリ性溶液への吸収等）することで、実質的な排出量がゼロになった社会を「脱炭素社会」と言います。令和3年（2021年）1月に菅義偉首相が令和32年（2050年）までに脱炭素社会を実現すると表明しました。「脱炭素社会」を実現するための「グリーン成長戦略」では、重点14分野が示され、「洋上風力産業」、「水素産業」、「自動車・蓄電池産業」、「カーボンリサイクル産業」、「住宅建築物産業」などが挙げられており、各分野での技術的発展が期待されます。

再生可能エネルギーとは

太陽光や風力などの自然現象を活用することで得られるエネルギーを言います。天然ガス・石炭由来のエネルギーと異なり、二酸化炭素を排出せず、また、資源の枯渇の心配がないため、地球の「持続可能性」の観点から、重要なエネルギーとされています。



住民、事業者の皆様へのお願い

ごみの減量、プラスチック製品の利用機会の削減にご協力を

- 世界的に「持続可能性」が求められる中で、ゴミの減量化やリサイクル、プラスチックの排出抑制などが世界的な重要課題となっています。皆さんの日常生活において排出される一般ごみ、プラスチックごみの分量について、意識を高めいただき、可能な限り排出抑制にご協力をお願いします。



政策 7 消防・救急対策の充実

施策の全体像は 26～27、75 ページ



現況と課題

安全な生活環境確保のため、消防力の質の向上と災害対応が重要に

安全に暮らせる生活環境を確保するためには、消防力の充実及び強化として、質の向上を図る必要性が高まっています。また、消火活動のみではなく、地震や風水害等による災害時に如何に地域のリーダーとして、災害対応を行うことが出来るかが重要です。



基本方針

消防団の組織再編と消防設備の整備・充実、救急搬送時間の短縮を図る

少子高齢化による人口減少に伴い、団員の確保が困難となる中、分団及び班の統合等による消防団組織の再編を行い、適正規模団員数の確保と広域化による初動体制の強化を図ります。また、火災の発生や被害拡大を抑制するため、火災警報器や消火器の設置、消火訓練を通じた住民の防火意識の醸成に取り組みます。

救急・救助体制については、救命率の向上のため、搬送時間の短縮や救助活動を迅速に行える環境づくりに取り組みます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

消防団の充実

◆ 消防団の資機材の適正管理・運用

円滑な消防団活動を支援するため、老朽化した消防車両や動力ポンプ等の資機材の適正な管理と運用を進めます。その際、ICT の活用も検討し、火災発生時における、広域消防からの火災場所の地図上での情報伝達などに活用します。

総務課

◆ 消防団の組織の再編と消防力の向上

消防団の各分団及び班の組織再編により、効率かつ効果的な組織体制を構築し、広域化と地域の実情に応じた地域の消防力の強化を図ります。また、多様な火災の発生を想定した火災消火訓練や風水害を想定した水防訓練等、大規模災害を意識した訓練を実施します。

総務課

◆ 消防団による住民の災害時対応力の引上げ

自主防災組織と連携して、地区ワークショップや防災訓練を開催し、住民の水防意識や救助意識、災害時の対応力の向上を図ります。

総務課

2

消防水利の整備と充実

◆ 防火水槽や消火栓の整備

大地震の発生時や濁水時による河川の水位低下時にも消防水利が確保され、初期消火活動が迅速に行えるよう耐震性防火水槽や消火栓等の整備を進めます。また、今後予定されている新規宅地造成地への消火栓や防火水槽の整備についても推進します。

総務課

◆ 消防水利の設置場所に関する情報の共有

本町全域での水利箇所のデータ化を図り、役場・広域消防・消防団での情報共有を図ります。その際、ICT等の先端技術を活用した情報共有を検討します。

総務課

3

火災予防の啓発

◆ 住民の防火意識高揚と火災予防知識の習得

自主防災組織や学校等を通じて初期消火訓練等を開催し、防火意識の高揚を図ります。また、広域消防や消防団による家庭向けの火災予防知識の普及・啓発を推進し、地域の防火意識を高めます。

総務課

◆ 火災予防のための資機材の整備

初期消火活動や避難が迅速に行えるよう、各家庭での消火器や火災報知器の設置を推進します。また、各地域における、街中への消火器の設置を進めます。

総務課

4

救急・救助体制の充実

◆ 救急搬送先の広域化、救命・救助講習会の開催、AEDの設置場所拡充

高齢化の進行や事故の多様化を踏まえつつ、日高広域消防事務組合の救急・救助体制の充実を図るため、救急患者に対して迅速な対応が行えるよう高速道路やドクターヘリ等を利用した救急搬送先の広域化、ドクターヘリポートの指定等について検討します。また、地域において迅速に応急手当等が行えるよう、救助や救命に関する講習会の開催やAEDの設置場所の拡充と広報活動を進めます。

総務課



政策 8 防災・危機管理対策の充実

施策の全体像は 26～27、75 ページ



現況と課題

様々な自然災害への対応と自助・近助・共助の強化

従前から課題となっている南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波への対策に加え、近年増加傾向にある集中豪雨への対応（洪水、土砂崩れ対策）、猛暑への対応など様々な自然災害への対策が必要になっています。また、災害発生時には公助が行き届きにくく、自助、近助、共助の取り組みが重要になっており、住民の防災意識の向上も欠かせません。



基本方針

「事前防災」と「防災の日常化」による緊急事態への準備

本町から「一人の犠牲者も出さない、出させない」ため、「自助」「近助」「共助」による「事前防災」と「防災の日常化」により、緊急事態への備えを万全にし、防災意識の高揚を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

南海トラフ巨大地震対策の推進

◆ 巨大地震・津波対策のさらなる推進

公共施設の耐震化や急傾斜地、ため池等の危険箇所の整備を進めるとともに、津波等の発生による被害の軽減を図るため、防潮堤や護岸、突堤等の老朽箇所の適正管理と避難施設等の整備を進めます。また、災害時の避難道路の整備、誘導灯の整備、継続的な防災訓練の実施により迅速な避難ができるようにし、津波浸水エリアに位置する福祉保健施設等の公共施設の高台移転を早期に図ります。

建設課

住民福祉課

総務課

◆ 事前避難所の整備

巨大地震が発生する可能性が高いと判断され、「臨時情報」が出された場合に、1 週間程度、事前避難が可能な避難所を整備します。

総務課

◆ 住宅の耐震診断、耐震補強・改修に対する補助

地震による木造住宅の倒壊を防止するため、自主防災組織と連携し、住宅の耐震診断や耐震補強・改修等に関する補助制度を周知し、耐震化率の向上を図ります。

総務課

2 いなみ防災広場の整備

印南 SA 北側で建設を予定している防災広場について、大規模災害発生時における災害対策活動に加えて、平時における活用策を踏まえた整備を推進します。この広場は、印南 SA に近接する高台での建設を目指しており、県中央部に位置することから、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、広域的な防災拠点として機能を発揮できるよう整備を図ります。

企画産業課

総務課

建設課

3 災害情報の収集・伝達体制の整備

◆ 災害情報の多重的な情報発信

全国瞬時警報システム（J-ALERT）による地震・津波や大雨・洪水等に関する情報を迅速に伝達できるよう、防災行政無線（移動系含む）等の伝達体制の充実を図ります。また、エリアメールや SNS（インターネット上での交流サービス）等を活用した多重的な情報発信により確実かつ迅速に住民への伝達を行います。

総務課

◆ ドローン、防災ネットワークカメラによる被災情報の収集・整理

町内に設置された防災ネットワークカメラや県河川監視カメラ、ドローンによる映像を使用し、災害時に庁内に設置される災害対策本部で、即時に災害状況を確認できるように対応力の強化を図ります。また、災害時において、被災情報等を収集するため、ドローン関連団体等と災害協定を締結します。

集められた多様な災害情報については、ICT 機器を活用して、情報の一元管理や地図上に可視化し、災害本部での迅速な意思決定と状況判断に活用します。

総務課

4 防災意識の向上と地域ぐるみの自主防災体制づくり

◆ 地域ぐるみの自主防災体制づくり

防災講習会や防災訓練を地域で積極的に実施し（こども園、町内学校含む）、災害発生時の自助、近助、共助の重要性について住民への啓発を行うとともに、地域における防災リーダーの育成を図ります。また、全町的に防災訓練を実施したり、全地域において防災ワークショップを実施することについても検討を行います。

総務課

教育課

用語解説

★ 自助、近助、共助とは

行政や公的機関による地域課題（防災・減災含む）の解決行動を「公助」とする一方で、住民同士による解決行動を「共助」、近くの人同士による解決行動を「近助」、住民一人ひとりの解決行動を「自助」と言います。

◆ 事前準備としてのハザードマップ等の作成

日常的なコミュニティ活動の促進により、高齢者や障害者等の災害弱者の迅速な避難を支援するとともに、災害時要援護者台帳の整備を進めます。また、洪水・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップ、津波浸水地域に基づく逃げ地図の作成（更新）等を行うことで危険箇所の周知や防災訓練、防災教育等により住民の防災意識の向上を図ります。

総務課

住民福祉課

5

防災用備蓄資機材の充実

◆ 災害発生直後に必要となる食糧、資機材の確保

自主防災組織で必要となる資機材の整備・充実を進めます。災害発生直後における飲料水や食糧、救急用品の確保をはじめ、集落の孤立化や避難生活の長期化等に備え、住民や自主防災組織に対して、生活用品等の確保が適切に実施されるよう広報活動を進めます。また、民間機関との災害時における災害協定を締結し、必要な食糧・資機材についての提供を依頼します。

総務課

◆ ICT を活用した「防災の見える化」の推進

まちの防災への取り組みや保有資機材等について、ICT を活用した「防災の見える化」を推進することで、防災情報の共有化と自助・近助・共助の精神による防災意識の向上を図り、災害に負けないまちづくりを推進します。

総務課

6

危険箇所の整備

◆ 危険箇所の早期改善について国・県へ要請

地震や台風、集中豪雨等による被害の防止と軽減が図られるよう、危険箇所の早期改善を国・県に要請するとともに、危険箇所等の監視・通報体制の充実を図ります。

総務課

◆ 倒壊の危険性のあるブロック塀の耐震対策

倒壊の危険性があるブロック塀の撤去・改善・補強工事を進めるなど避難道の整備補修を行います。また、自主防災組織と連携して、ブロック塀の倒壊の危険性がある箇所について、耐震対策を推進します。

総務課

◆ 倒壊等の危険性のある空き家の除去推進

老朽化し、周辺に危害を及ぼす可能性がある空き家の除去を推進し、住民の安全の確保及び住環境の向上を図ります。

企画産業課

◆ 住宅地に隣接する支障木等の伐採

森林環境譲与税を充当する森林整備事業で、住宅地に隣接する危険な支障木の枝打ちや伐採等を行い災害を未然に防止します。

企画産業課

7

多様な災害への対策の充実

◆ 多様な災害に対する意識高揚と知識の習得

地震だけではなく風水害等による災害など、地域の特性や実情等を踏まえ、災害に対する住民の意識高揚と知識の習得を図ります。

総務課

◆ 河川改修による災害対策

印南川、切目川等河川の浚渫等の河川改修を行うことで、洪水対策を強化します。

建設課

◆ ため池管理の徹底

個人所有のため池を含めて、管理者を明らかにするなど管理を徹底します。また、点検作業を進め、決壊等の危険性があるため池については修繕改修を行います。

建設課

◆ 複合災害への対策

感染症の流行・拡大と地震や台風などの自然災害が同時に発生する複合災害に対して、住民の避難が予想される避難所において、感染症対策衛生資機材等の整備や避難される住民への感染防止に資する避難行動等を周知し、感染防止対策の徹底を図ります。

総務課

8

ICT スマートタウン実現による防災対策の強化

本庁舎は津波浸水エリア外に位置し、大規模災害が発生した場合の防災拠点となり、ICT を活用した防災機能が強化された施設となっています。また、ICT スマートタウン構想（131 ページ参照）を実現させることで、罹災証明書を即時に取得できるシステムの確立等も期待されます。

総務課



住民、事業者の皆様へのお願い

防災研修会・防災訓練にご参加ください

- 本町が実施する防災研修会、防災訓練は、実際の災害を想定した避難行動や防災知識などを学び、住民同士の共助意識を高めることを目的としています。積極的にご参加いただき、自然災害に強いまちづくりにご協力をお願いいたします。

自身が住む地域の災害危険度をご確認ください

- 本町では、洪水・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップ、ため池ハザードマップを作成しています。これらを活用して、災害時に自らが住む場所の災害危険度をご確認いただき、災害時の避難行動について家族、近隣の方々と話し合い、非常時に備えて下さい。



政策 9 交通安全・防犯対策の充実

施策の全体像は 26～27、75 ページ



現況と課題

高齢化による交通事故の増加とインターネット上の犯罪の増加

高齢化による交通事故の増加や電話を介した特殊詐欺、インターネットを介した犯罪の増加が課題になっています。交通事故に対して未然防止策の拡充を図るとともに、交通安全・防犯ともに住民の意識向上が欠かせません。



基本方針

交通安全施設の整備と交通マナーの普及啓発、防犯意識の醸成

交通事故発生数を抑制するため、交通安全施設（ガードレール等）を整備するとともに、住民への交通ルール・マナーの普及啓発を進めます。さらに、防犯面では、住民の防犯意識や地域の防犯環境を整備することで、発生を未然に防ぎます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

交通安全施設の整備と充実

交通量の変化や高齢者の増加等を踏まえ、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設を適正に整備します。

総務課

建設課

2

交通安全思想の普及と啓発

◆ 交通安全教室の開催

交通ルールや交通マナーに関して、住民（特に小・中学生、高齢者）が認識を深められるよう、交通指導員、交通安全協会等と連携しながら、交通安全教室や街頭啓発等を進めます。

総務課

教育課

◆ ヒヤリ・ハットマップづくり、ゾーン 30 の啓発

子どもや高齢者、障害者等の視点による危険箇所を把握できるよう、住民と協働して交通ヒヤリ・ハットマップづくりの検討や、ゾーン 30（時速 30 キロの速度規制区域）の啓発を行います。

総務課

3

防犯意識の高揚

多様化する悪質商法や詐欺行為等の犯罪に対して、関係機関・団体と連携を図りながら、防犯対策に関する情報を住民（特に高齢者）に提供します。

町内における悪質商法や詐欺行為、不審者発生情報を住民、学校、保護者へ迅速に提供するための方策を検討するとともに、地域のパトロールの実施や子どもの見守り活動を行います。

総務課

教育課

4

防犯環境の整備

◆ 防犯灯、街灯、防犯カメラの適正配置

犯罪発生を抑止するため防犯灯、街灯、防犯カメラ、公共施設における見守りカメラの適正配置を進めるとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携しながら、見回りの強化や「きしゅう君の家」の普及啓発を進め、防犯環境の向上を図ります。また、治安悪化を招く恐れのある空き家の増加についても、その撤去を踏まえた対策を推進します。

総務課

企画産業課

◆ 防犯対策の推進

「きしゅう君の防犯メール」への登録を促進し、事件・事故等の未然防止と自主的な防犯対策を推進し、住民の防犯意識向上を図ります。

総務課



住民、事業者の皆様へのお願い

危険な場所や不審者情報について情報提供をお願いします

- 事件、事故の発生しやすい場所や不審者が目撃された場所などについて、いなみ未来メールなどを活用していただき、情報の提供をお願いいたします。

防犯情報のメール配信サービスをご利用下さい

- 和歌山県警察による「きしゅう君の防犯メール」にメールアドレスを登録いただくと、地域（警察署管内）の防犯情報、子どもの安全情報、交通関係情報、警察からのお知らせ等を必要な時に受信することができます。ぜひ、ご登録をお願いします。



政策 10 環境保全対策の充実

施策の全体像は 26～27、75 ページ



現況と課題

本町の自然を守るため、地域を挙げた取り組みが重要に

豊かで美しい本町の自然を守り育てるためには、乱開発、廃棄物の不法投棄等を防止するとともに、より豊かで美しい自然環境が創出されるよう生物の生息環境に配慮した事業実施や河川・海岸等の清掃活動に地域を挙げて取り組むことが重要になっています。



基本方針

自然を愛し・守る意識を高め、環境保全の向上を図る

豊かで美しい本町の自然を次世代に引き継いでいけるよう、自然を愛し・守る意識を高めていくとともに、森林や農地、河川・海岸等における環境保全の向上を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

環境保護意識の啓発

◆ 持続可能な社会形成に関する住民意識の醸成

住民一人ひとりが省資源・省エネルギーといった環境負荷の少ない暮らし方や循環型社会、持続可能な社会形成等に対する認識を高められるよう、広報活動を行います。

生活環境課

2

自然環境の保全

◆ 無秩序の開発の防止と持続的な産業活動の普及啓発

美しい海、川、緑豊かな山林、農地等、恵まれた自然環境と景観を守り、育て、生み出すため、防災や住民の生活環境確保の視点も考慮しつつ、無秩序な開発の防止を図るとともに、自然に優しい暮らし方や産業活動について普及・啓発を進めます。

生活環境課

◆ 環境美化と美しい景観づくり

環境美化や景観等に対する住民意識の啓発を図りながら、行政と住民等が協働し、環境美化や環境衛生、美しい景観づくりを進めます。

生活環境課

3

河川・海岸の美化

ふるさとのきれいな川や海を次世代に引き継いでいけるよう、河川、海岸の清掃や花植え等により、美しい景観の維持・創出を図るため、各種事業を展開いたします。

建設課

教育課

4

公害の防止

◆ 公害防止のための事業活動に対する監視

騒音や異臭等の新たな公害が発生しないよう日常生活や生産活動におけるマナーの向上を図ります。公害の発生を防止するため、ハウス栽培施設や工場等に設置されている公害防止施設・設備の適正配置と管理を指導するとともに、関係機関や住民との連携による監視体制の強化を図ります。

生活環境課

◆ 廃棄物の不法投棄に対する監視と事業者に対する指導

廃棄物等の不法投棄の防止に向けて、不法投棄の早期通報体制の充実を進めるとともに、監視体制と指導体制の強化を進めます。産業廃棄物や事業系廃棄物を排出する事業者に対して、廃棄物等の減量化と適正処理の指導を図ります。

生活環境課



住民、事業者の皆様へお願い

切目川をはじめ本町の自然環境の美化・保全活動へのご協力を

- 切目川をはじめとした本町の美しい豊かな自然環境を次の世代にも継承していくため、その美化・保全活動にご協力をお願いします。





政策 11 消費生活対策の充実

施策の全体像は 26～27、75 ページ



現況と課題

インターネットの普及とともに、多様化・複雑化する消費者問題

インターネットを介した通信販売市場の拡大とともに、消費生活・消費者問題は多様化、複雑化しています。住民が安心して消費生活を送られるよう、最も身近な消費生活相談や消費者保護の窓口をさらに充実させていくことが重要です。



基本方針

関係機関・団体との連携による相談体制の充実と広報活動

多様化、複雑化する消費生活・消費者問題に適切に対応できるよう、関係機関・団体等との連携による相談体制の充実や効果的な広聴・広報活動等に取り組みます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

消費者相談体制の充実

より身近な相談窓口として御坊・日高圏域の市町共同で消費生活相談窓口の利用促進を図ります。

住民福祉課

2

消費者意識の啓発

◆ 正しい商取引に関する知識、悪徳商法への対応方法等の普及啓発

商品のクーリングオフ制度をはじめとする正しい商取引に関する知識、悪徳商法への対応、地球環境に配慮した暮らし方や商品購入等に関する知識を習得できるよう、関係機関と連携しながら、広報活動を進めます。

住民福祉課

3

消費者保護の推進

◆ 新たな特殊詐欺への対策等についてセミナーを開催

和歌山県消費生活センターや警察等との連携による消費者被害救済体制の充実と、地域情報を早期に収集できるよう社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化を図ります。また、特殊詐欺の形態が多様化していることから、その手口の傾向や対策に関するセミナーを実施することで、被害を未然に防げるよう取り組みます。

住民福祉課

第5章

基本方針⑤

魅力的で働きがいのある仕事を持てる郷 まち いなみ

● 方針概要

- ・農林水産業、商工業、観光、医療・福祉など様々な仕事を選べる郷に
- ・既存企業の支援充実とICT環境の整備・遊休資産活用による新規企業誘致を推進する郷に
- ・子育て世代が働きやすい職場環境の整備を推進する郷に

● 施策の体系

政策1 農業の振興	p.100	農業基盤の整備促進	p.100
		先端技術を活用した生産性向上	p.101
		地産地消・外商の推進	p.101
		適地適作の推進とブランド力の向上	p.102
		地域ぐるみによる遊休農地化の防止と中山間地域の活性化	p.102
		農業経営の多角化の推進	p.102
		意欲ある地域リーダーの養成と多様な担い手の確保	p.103
		食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進	p.103
		有害鳥獣対策の推進	p.104
政策2 林業の振興	p.105	計画的、合理的な森林施業の推進	p.105
		林業基盤の整備	p.106
		担い手の育成	p.106
		交流型林業の展開	p.106
政策3 水産業の振興	p.107	資源管理型漁業の推進	p.107
		漁業施設等の維持管理	p.107
		担い手・後継者の確保と育成	p.108
		複合型漁業の推進	p.108
政策4 商工業の振興	p.109	商業者の意識向上	p.109
		魅力ある商業拠点の整備	p.109
		地元製品の販売先・ルート開拓	p.110
		既存企業の支援と新規企業誘致の推進	p.110
		地域特性を活かした産業創出への支援	p.110
		事業承継・人材確保の推進	p.110
政策5 観光の振興	p.112	魅力ある文化・歴史・自然を生かした価値創造	p.112
		観光情報の発信	p.113
		地域イベントの充実	p.113
		人材の育成とホスピタリティの醸成	p.114
		交流型観光の促進	p.114
政策6 多様な働き場所の確保	p.115	副業・兼業の推進	p.115
		子育て世代にとって働きやすく、働きがいのある職場づくり	p.116



政策 1 農業の振興

施策の全体像は 26～27、99 ページ参照



現況と課題

就農者の減少、高齢化、自然災害、鳥獣害など課題が山積

農業就業者の多い本町においても、高齢化や就農者の減少は大きな課題となっています。加えて、近年の台風等の自然災害や鳥獣害など、農業経営を取り巻く環境は厳しさが増えています。こうした状況の中で、農業が魅力的で働きがいのある就業の場を提供する産業となるためには、きめ細かな対策が重要になっています。



基本方針

多様な販路の開拓に加えて、ICT を活用した生産性の向上を推進

魅力的な就業の場としての農業を目指し、農地・水路等の農業基盤を整備し、人手不足に対しては、ICT 等の先端技術や短時間・短期での就農希望者の活用を検討します。農業経営の安定化を図るため、農協や振興局等の各種関係団体との連携強化を図るとともに、インターネット通販を含む多様な販路の開拓や観光農園等への多角化についても支援を行います。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

農業基盤の整備促進

◆ 農道・灌水施設・園芸施設の整備促進

ミニトマト、エンドウ豆、小玉スイカ、花卉等の農産物や真妻ワサビ、千両等の林産物の安定生産に向けて農道、灌水施設、ハウス等の園芸施設の整備ならびに自然災害へのリスク耐性の強化を促進します。また、農村環境向上を図るため、地域共同で農道・水路の日常管理等の活動や農業用施設の長寿命化に取り組む活動組織への支援を行います。

企画産業課

建設課

2

先端技術を活用した生産性向上

◆ ICT を活用したスマート農業の推進

農業における人手不足が課題となる中で、ICT を活用した農業の生産性向上策を検討します。具体的には、花卉・ミニトマト等のハウスに環境制御装置を取付け、自動制御を行ったり、遠隔にてタブレット等で温湿度等を管理できるIoT 技術を推奨していきます。その他にもドローンを使った消毒散布、自動運搬車等の技術について推奨し、労働力の省力化を進めます。

企画産業課

◆ 国、県、農協等との連携

スマート農業を展開するに際しては、国や県の補助事業の活用、農協等との連携強化を図りながら、スマート農業を進めます。

企画産業課

3

地産地消・外商の推進

◆ 地産地消の支援と全国・海外での販路開拓支援

本町内の特産品を取り扱う直売所の拡充や地産地消に取り組んでいる商店、飲食店等の広報活動を進めます。また、全国・海外の市場獲得に向けた販路開拓等についても支援を行います。

企画産業課

◆ 食育や食文化の伝承による地産地消

多様な地域食材を活かした食育や食文化の伝承を進めるため、学校給食やゴルフ場等での地域食材の活用を促進します。また、こども園や町内学校での農業体験学習を通じて地域食材の認知度を高め、地産地消を進めます。

企画産業課

◆ インターネット通販市場の活用

インターネット上で農家と消費者を結びつけるサービスを活用し、農家の販路拡大策について検討します。具体的には、他市町村にある飲食店等が、優良な農作物を食材として使用したい場合に、インターネット上で本町の農家と直接購入契約を結ぶ事例などの研究を行います。

企画産業課

◆ 周辺市町との共同販路開拓

御坊・日高圏域内の農業の盛んな市町と協働して、国内・海外の販路開拓を検討します。

企画産業課

4

適地適作の推進とブランド力の向上

◆ 高齢就農者にとって栽培しやすい農林作物の導入

農業従事者の高齢化に対応できるよう、農地の流動化支援方策や高齢者にも栽培しやすい農林作物の導入等について農協や振興局と協力しながら検討します。

企画産業課

◆ 気候変動に対応した栽培品種の改良・選定

気候変動に伴う気温上昇などに対応できるよう、現在栽培している品種の改良について、農協及び振興局と協力しながら検討を行います。

企画産業課

◆ 消費者ニーズに合った新たな栽培作物へのチャレンジを支援

本町の気候風土を活かし、多様な消費者ニーズへの対応を図るため、新たな栽培作物にチャレンジする営農者（グループ）等を支援します。

企画産業課

5

地域ぐるみによる遊休農地化の防止と中山間地域の活性化

◆ 利便性の高い遊休農地の紹介

幹線道路沿いの農地等、利便性の高い遊休農地を紹介するシステムの整備に関して、農業委員会と連携して進めます。

企画産業課

◆ 農協等が遊休農地を仲介し、利用促進

農協等が中心となり、農地の効率的な利用に向け、所有者からの農地の買入れや借入れ及び、その農地の調整を行います。

企画産業課

◆ 中山間地での農地保全

中山間地域等の農地について、担い手の育成を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等の活用により、地域ぐるみで農地の保全活用に取り組める体制づくりを支持します。

企画産業課

6

農業経営の多角化の推進

◆ 農業経営の多角化・規模拡大を支援

生産性、収益性の高い農業の実現を図るため、生産施設や集出荷施設等の近代化を進めます。また、経営規模の拡大や多角化などを目指す農家、生産グループの育成とともに、それらグループ等の先進地視察や農業生産法人化を支援します。人手不足に関しては、短期・短時間での農業従事希望者を募集し、人手を必要とする農業者への紹介システムについて研究を行います。

企画産業課

◆ 販路開拓・農業観光への取り組みを支援

市場出荷だけではなく、直売所での対面販売やインターネット等での通信販売、企業との連携等による新たな販路開拓について支援を行います。インターネットでの通信販売については、希望者に対して、関係団体と連携し、技術研修を進めます。また、観光客を対象にした農業体験メニューを提供するなど、農業観光に関する事業を実施する農家に対して、取り組み事例などの紹介を行い、支援します。

企画産業課

7

意欲ある地域リーダーの養成と多様な担い手の確保

◆ 認定農業者・中核農業者の育成

将来も農業により自立しようとする認定農業者や中核農業者を育成するため、国・県・関係団体の協力を得ながら農業技術や農業経営の向上等に関する講習会を開催します。

企画産業課

◆ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業における女性の役割の重要性を踏まえ、営農グループ協議会等による女性間の交流などを支援し、女性が活躍できる環境づくりを進めます。

企画産業課

◆ 若年農業者・新規就農者への支援

若年農業者やUJIターン者も含めた新規就農者が安定した農業経営を行えるよう、先輩農家や営農グループの紹介等、多様な支援を行います。その際、適切な支援を実施するため、若年農業者や新規就農者と積極的に意見交換を行います。

企画産業課

8

食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進

安全・安心な農産物の供給と環境に優しい農業を展開し、産地としての信頼を確立できるよう関係団体と連携を図り、トレーサビリティや農業生産工程管理（GAP）、花き産業総合認証（MPS）等に関する広報活動と各種取り組みを促進します。

企画産業課

用語解説



トレーサビリティとは

英語の「トレース」（追跡する）と「アビリティ」（できる）を合わせた言葉です。食品原料の産地や製造場所、販売場所を記録し、保存することで、健康被害に関わる事件・事故が発生した場合、問題のある原料、農産物をすぐに回収することができます。

農業生産工程管理(GAP)とは

食品の安全性、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営の持続可能性に配慮し、作業現場を改善することで、より良い農業経営を実現する取組のことを意味します。認証制度もあり、認証取得を取引条件としている大手スーパーもあります。

花き産業総合認証(MPS)とは

環境や品質、社会責任などに対して、高い意識を持つ花き生産者を認証するもので、「環境認証」、「品質認証」、「社会的責任認証」、「生産工程管理認証」の4つの認証制度があります。

イノシシ、シカ、アライグマ等の有害鳥獣を適切に駆除できるよう、捕獲者に対して報奨金を支給したり、狩猟免許所持者による捕獲を推進します。また、防護柵等の設置に対して支援します。

企画産業課



住民、事業者の皆様へのお願い

本町の農産品についてSNSなどで情報発信をお願いします

- ・食育などを通じて学んだ地域の特産品について、住民自ら、SNS（インターネット上での交流サービス）などで情報発信していただき、町外への販路開拓にご協力をお願いします。





政策 2 林業の振興

施策の全体像は 26～27、99 ページ



現況と課題

林業の生産活動が収縮し、林地災害が起こりやすい状況に

林業従事者の減少などから、林業の生産活動が収縮し、伐採期にあるスギやヒノキの人工林が伐採されず、森林が有する水源涵養などの多面的な機能が発揮されにくい状況になりつつあります。また人工林だけでなく天然林についても整備されず、林地災害が起こりやすい状況にあります。このような状況の中で、林業が魅力的で働きがいのある就業の場を提供する産業となるためには、さまざまな対策が必要になってきています。

森林に対する所有者の興味・意識が薄れていることも、森林の整備が進められていない理由の1つです。



基本方針

林業の魅力向上を図り、林業基盤の整備、担い手育成を目指す

森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう、県及び森林組合等の林業事業者と連携を取り、計画的かつ合理的な施策を実施し、林業基盤の整備、担い手の育成等に取り組みます。また、ICT 等の先端技術を導入したスマート林業について研究・実践することにより、就業の場としての林業の魅力向上を図ります。また、森林経営管理法が制定されたことにより、森林所有者への森林整備の意識を向上させるため、対策を行います。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

計画的、合理的な森林施策の推進

◆ 計画的、合理的な森林施策の推進

森林が有する多面的な機能を維持増進させるため、森林整備地域活動支援事業等の補助事業や森林環境譲与税を用いた事業を活用し、長期的な森林づくりを目標においた計画的、合理的な森林施策を進めます。

企画産業課

◆ 適正な森林管理の推進

森林経営管理法により人工林（管理放棄林を含む）については、適正な間伐・保育管理を行うため、森林組合等の関係機関の協力のもと、森林の適正管理を推進します。また人工林以外の天然林についても防災の観点から調査を行い、治山事業等を活用し、林地災害を未然に防ぐことを図ります。その際、ICTの活用を検討します。

企画産業課

2

林業基盤の整備

◆ 林道・作業道の整備促進

間伐材等木材が効率的に搬出されるよう、既存の林道の維持を図ります。間伐（搬出・切捨）を行う際には、今後皆伐を行うことを見据えた作業道の開設を行う等、合理的な整備を推進します。その際、航空レーザーで把握した地形を分析することにより、効率的な作業道の開設・整備を進めていきます。

企画産業課

建設課

3

担い手の育成

◆ 技術研修及び新規就業者向け研修の実施

国、県、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林資源の多面的な活用に関する知識の習得や、林業技術の伝承、施業機械の取り扱いに関する技術研修等を検討します。また、建設業をはじめ、その他の産業に従事していた者に対して林業技術の研修を実施し、新規就業・定着化を図ります。

企画産業課

◆ スマート林業推進による働きやすい環境づくり

林業における担い手確保のため、ICT等の先端技術を活用したスマート林業について、さらに推進します。具体的には、伐採材積計測機能付きハーベスタの導入や航空レーザー計測を活用した効率的な作業路網の開設・整備、ドローンを用いた架線の設置・資材の輸送などが挙げられます。

企画産業課

4

交流型林業の展開

◆ 企業、学生等を対象とした林業体験の場の提供

都市住民の森林レクリエーション活動や、企業、学生等の社会貢献活動の一環として、国、県とも連携を図りながら、広葉樹の植林や草刈り等の林業体験の場を提供します。

企画産業課

◆ 森林・林業に関するイベント開催

企業の森の誘致などを県とともにを行い、森林・林業に興味を持ってもらうイベントを行います。

企画産業課



政策 3 水産業の振興

施策の全体像は 26～27、99 ページ



現況と課題

漁業者が減少する中、漁獲量の安定化と海産物の販路拡大が課題に

獲る漁業から育てる漁業を目的に、稚魚・稚貝の放流を継続的に行うことで漁獲量の安定化に繋げ、さらに海産物の販売等による販路拡大を推進する。



基本方針

経営の多角化により、漁業収入の安定化を図り、担い手を確保

組合員の高齢化が進む中、漁師数の減少が懸念されています。魅力ある漁業に向けては、陸上作業による収入増が求められるものと考えます。海上釣り堀や、海産物の直売所等、観光客を販路に収入安定化を図ることで、担い手・後継者の確保を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

資源管理型漁業の推進

◆ 沿岸域での良漁場再生

守り・育てる漁業の重要性について認識が深められるよう、天然漁礁の保全、投石による築礁、沖合域での大型漁礁への有用藻類の移植、投入・造成等を図り、沿岸域での良漁場を再生し根付資源の回復を図ります。異常気象等による漁場の環境が日々変化している中、沿岸線の海岸を生かした磯場再生が求められるため、マンネリ化ではない新しい施策を研究、実行します。

企画産業課

◆ イサキ・アワビ等の稚魚・稚貝の育成と放流

町の魚であるイサキをはじめヒラメ・オニオコゼ・クエ等の稚魚や、アワビ等の稚貝の中間育成と放流事業を推進します。

企画産業課

2

漁業施設等の維持管理

漁港施設の機能強化を図るため、施設の維持更新、耐震化について関係機関に調査等を要請していきます。

企画産業課

建設課

3

担い手・後継者の確保と育成

◆ 漁業経営の安定化による漁業の魅力向上

後継者にとって漁業が魅力ある就業の場となるよう、イサキ、アワビ、イセエビ等のブランド化、獲る漁業から育てる漁業への事業転換、積極的なPRによる販路の新規開拓等を促進し、漁業経営の安定化を図ります。また、経営の安定化については、漁港施設を利用した体験型漁業や海産物の販売等、情報提供を図ります。

企画産業課

4

複合型漁業の推進

イサキ、イワシ等を活かした加工品づくりを支援するとともに、関係機関と連携を図りながらPR活動を進めます。遊漁や体験漁業等の観光面と連携した漁業の展開方策を検討し、漁業経営の強化を図ります。

企画産業課





政策 4 商工業の振興

施策の全体像は 26～27、99 ページ



現況と課題

商工業者が減少する中、さまざまな機関と連携した多面的支援が必要

農林水産物を中心に特産品に恵まれ、印南 SA という魅力ある商業拠点を有する本町ですが、商工業者は顧客減少、後継者難、人材確保難といった課題に直面しており、その振興には、商工会や県等さまざまな機関との連携による多面的支援が求められています。



基本方針

後継者難・人材確保難の解決と販路開拓の推進

商工会や県等さまざまな機関と連携しながら、商工業者が直面する後継者難、人材確保難に対しては、移住・定住希望者等の活躍による解決を図ります。また、顧客減少に対しては、販路開拓を支援するため、各所で開催されるさまざまなイベントでの特産品 PR や地元の小中学生による特産品 PR を展開します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

事業者の意識向上

◆ ニーズの変化等に関する講習会・研修会等の開催

人口減少や少子高齢化やインターネット通信販売の増加など、事業者を取り巻く状況が大きく変化していることから、多様なニーズに適切に対応した商業サービスが展開できるよう、講習会・研修会等を開催し、事業者の意識改革を進めます。また、県補助金の活用についても検討します。

企画産業課

2

魅力ある商業拠点の整備

◆ イベント開催による地元製品の PR

地元製品に新たな需要を喚起できるように印南かえるのフェスティバルやゴルフコンペ等のイベント開催を引き続き実施していきます。

企画産業課

◆ 印南 SA の活用及び新たな商業拠点の整備検討

印南 SA は、特産品や地域グルメ等のアンテナショップとして機能することを期待するとともに、新たに町内初の道の駅の建設について検討を行い、特産品のさらなる PR を進めます。

企画産業課

3 地元産品の販売先・ルート開拓

◆ 特産品開発・販路開拓の支援

商工会等と連携し、クラウドファンディング等を通じて、本町の特産品開発の支援者を募集し、開発するとともに、支援者を通じた特産品の PR を推進します。関係団体が有する販路の共有化を図るとともに、それらの販路に対して、その他の加工品や特産品も併せて販売できるよう PR 方策を検討します。

企画産業課

4 既存企業の支援と新規企業誘致の推進

ICT の発展を見越し、テレワーク・ワーケーションのまちとして環境を整備することで、新規企業の誘致を推進します。また、既存企業に対しては、新規事業展開に係る減税制度や道路等のインフラ整備を図ります。

企画産業課

5 地域特性を活かした産業創出への支援

ミニトマトやエンドウ豆、真妻ワサビ等を活かした新しい加工品の創出や特色ある地域産業の新規創業に向けた取り組みに対する支援について検討します。また、創業支援事業計画に基づき、関係機関と連携しながら、本町において創業を希望する人（移住・定住希望者含む）に対する支援を行います。

企画産業課

6 事業承継・人材確保の推進

◆ 事業承継支援

魅力的な事業経営を行いながらも、後継者不在のため、廃業を検討せざるを得ない事業者に対して、関係機関と連携しながら、後継者の発掘を支援します。

企画産業課

用語解説



クラウドファンディングとは

事業・活動を行うにあたり、インターネットを利用して、事業目的に賛同してくれる不特定多数の人から、事業・活動資金を募ることを言います。イベントの開催や地元の特産品開発、高齢者サロンの開設などに活用されています。

ワーケーションとは

「Work（働く）」と「Vacation（休暇）」を合わせた造語で、リゾート地などの観光地で、休暇をとりながら、働くことです。ICT を活用することで、通常の仕事を行いながら、勤務時間以外には、観光を楽しむことができ、余暇の充実や仕事の生産性向上が期待できるとして注目されています。

◆ 人材確保難への対処

人手不足に悩む事業者に対して、女性・高齢者が働きやすい職場、勤務体制などに関する勉強会の開催を検討します。特に、高齢者に関しては、シルバー人材センターの活動により高齢者の知識・技能を活かし、就労・経済活動を促進させ、定年退職者の働くことへの意欲向上と健康増進、生きがいのある生活の実現をめざします。

企画産業課

◆ 移住・定住希望者への雇用の場の紹介

本町への移住・定住希望者に対して、新たな就業の場として、人材不足に悩む事業者等の紹介を行います。また、町内学校での職場体験に協力いただける事業者をより多く募り、将来的に町内に就業する若者が増加するよう取り組みます。

企画産業課



住民、事業者の皆様へのお願い

本町の特産品を SNS などで情報発信してください

- ・町内学校の児童・生徒を中心とする若い住民の方に依頼し、本町の特産品について、PR 動画を作成していただき、町外への新たな販路開拓につなげます。SNS（インターネット上での交流サービス）などで情報発信にもご協力をお願いします。





政策 5 観光の振興

施策の全体像は 26～27、99 ページ



現況と課題

観光客に対する情報発信と周遊観光の魅力向上が課題

本町の観光振興については、一つひとつの観光資源は魅力的ながら、観光客の周遊を促すような情報発信に課題を抱えていました。また、来訪客によるお土産購入など、経済効果をあまり獲得できていない点も課題となっています。加えて、今後は、観光資源ごとに適切な誘客対象を設定した情報発信を進めつつ、御坊・日高圏域の市町と連携した広域観光の魅力づくりが重要になってきています。



基本方針

周遊ルートの探求・認知度向上と担い手の確保

今ある観光資源を再度見直し、観光客にとって魅力的な周遊ルートを探求し、それぞれの観光資源に対する認知度を引き上げます。そのためにも、活動の担い手の発掘を進め、周辺市町と連携し、広域観光についても検討を行います。その上で、観光情報の発信については、誘客対象を絞り、地域住民による情報発信力も借りながら、強化を図ります。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

魅力ある文化・歴史・自然を生かした価値創造

◆ 本町の魅力ある観光資源を組み合わせ、観光客の満足度を引き上げる

本町には、熊野巡礼の重要ポイントであった切目王子等の印南四王子をはじめ、滝の流れる川又観音など歴史感のある観光資源や清流の切目川、夕日の映える切目崎など絶景ポイントも多く見られます。ミニトマト、スイカ、イサキなどの農水産物も豊富なうえ、釣りなどのマリッジャー、サイクリングなどの山観光も魅力的です。これらの観光資源を組み合わせながら、観光客にとって、満足感・充実感の得られる観光振興を進めます。また、駅カード・王子カードの配布など、観光客の収集嗜好をくすぐるような観光資源づくりに取り組みます。

企画産業課

2

観光情報の発信

◆ 本町の観光資源についてターゲットを絞った情報発信を推進

熊野古道に関連する史跡や健康神話の町ともいわれる多様な民間信仰スポット、産品所等に関する情報発信の充実を図ります。その際、観光資源ごとに適切な誘客対象を設定し、効果的な情報発信に取り組みます。

企画産業課

◆ イベント、パンフレット、ICT を活用した情報発信を推進

各種イベントの開催や地域資源等に関するパンフレット、ホームページの充実、関連する企業や雑誌等への情報提供を進めます。また、町内でのフリーWi-Fi 環境の整備を進めるとともに、QR コードを活用した観光名所の案内等を行います。

企画産業課

◆ 住民や周辺市町と連携した情報発信を推進

地域の魅力を多様な視点から発信するため、住民（特に小中学生）の情報発信力を借り、本町の魅力発信を進めます。また、御坊・日高圏域全体の観光情報をまとめたウェブサイトが開設されており、その内容の充実化を図ります。

企画産業課

3

地域イベントの充実

◆ 印南かえるのフェスティバル、軽トラ市、印南祭りの活用

本町の魅力や特産物を広く県外にも啓発していくため、「印南かえるのフェスティバル」で各種交流イベントを実施し、住民にも参加を促します。また、年4回開催の印南町軽トラ市についても、住民だけではなく、観光客が気軽に参加できるイベントとなるよう改善を図ります。さらに、県外からも見物客が訪れる印南祭りに合わせた観光イベントの開催を検討します。

企画産業課

◆ 「ゴルフの町」をPRするイベント開催

3つのゴルフ場のある「ゴルフの町」として、3ゴルフ場の活性化も兼ねて、印南町かえる杯（ゴルフコンペ）の開催を継続し内容充実を図ります。

企画産業課

用語解説



フリーWi-Fiとは

Wi-Fiとはコンピュータ同士を無線で接続する通信規格のことです。インターネットに接続することもでき、公共施設や空港、駅などでは、無料で利用できる「フリーWi-Fi」の整備が進んでいます。インターネットを使って観光情報を集める訪日外国人客にとっては欠かせない観光インフラになっています。

4

人材の育成とホスピタリティの醸成

◆ ボランティアガイド等の育成

多様な観光ニーズに対応できるよう、観光協会や関係団体とも連携を図りながら、地域の産業や自然・歴史・文化等を伝えるボランティアガイド、観光コーディネーター、熊野古道の語り部の育成を支援します。

企画産業課

◆ 地域におけるホスピタリティの醸成

地域住民や観光事業者とのふれあいを通じて、訪れる人に「再び訪れたい」という気持ちを持ってもらえるよう「おもてなし」の心（ホスピタリティ）の醸成を図ります。

企画産業課

5

交流型観光の促進

◆ 農家民泊、遊漁船観光の推進

農林水産業や農村文化等とのふれあいを求める都市住民に対して、多様な交流・体験が提供できるよう、オーナー制農園や民泊、栽培見学ツアー、直売所等の整備、遊漁船等を活用した取り組みを支援します。

企画産業課

◆ 教育旅行の誘致推進

本町を含む御坊日高教育旅行誘致協議会、県及び関係団体が連携し、各地域の魅力を活かした教育旅行（修学旅行等）の提案を行い、国内外からの誘客を推進します。

企画産業課

◆ 周辺市町との連携

交流型観光においては、寺内町を有する御坊市をはじめ、多種多様な観光資源を有する御坊・日高圏域の市町への周遊を含めた広域観光の視点を含めて検討を行います。

企画産業課



住民、事業者の皆様へのお願い

本町の観光資源の魅力発信にご協力を

- ・切目王子、川又観音、切目川など本町の観光資源について、SNS（インターネット上での交流サービス）等を通じて、町外の方に向けた積極的な情報発信にご協力をお願いいたします。

観光ボランティアを募集します

- ・町内周遊ルートの提案や観光地の魅力度向上、観光客に対する観光地案内などをお手伝いいただける観光ボランティアを募集します。詳細については、本町企画産業課までご連絡ください。



政策 6 多様な働き場所の確保

施策の全体像は 26~27、99 ページ



現況と課題

働きやすさと働きがいのある雇用の場が求められている

令和 12 年（2030 年）に日本国内において 644 万人程度の労働力不足が予想される中で、AI 等の先端技術による省人化、女性・高齢者の活躍だけではなく、現役世代が多分野で活躍する「副業・兼業」についても 1 つの解決策になると考えられます。本町においても、この点について、推進する上での課題を検討する必要性が生じています。

子育て世代において、仕事と育児の両立は大きな課題ですが、仕事については、働きやすさに加えて、働きがいを求める傾向が見られます。通勤圏内の事業者において、働きやすさと働きがいの両立の実現が求められています。



基本方針

各機関と連携しながら、働きやすい・働きがいのある仕事を確保

農林水産業、商工業、観光業といった業種の多様さだけではなく、勤務時間・場所・職務内容などの働く条件の多様さを周辺市町と連携しながら確保し、魅力的で働きがいのある仕事が持てる郷を目指します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

副業・兼業の推進

日本国内において、令和 12 年（2030 年）には 644 万人程度の労働力不足になるとの予測がある中で、本町においても、女性・高齢者の活躍だけでは、解決できない重要課題になると考えられます。この課題を解決するためには、限られた現役世代が、労働力が不足する様々な分野で、業種の垣根を超えて活躍することが重要になります。そこで、本町では、関係機関と連携しながら、副業・兼業を推進する上での課題などについて調査・検討を行います。

企画産業課

2

子育て世代にとって働きやすく、働きがいのある職場づくり

子育て世代において、仕事と育児の両立が大きな課題となっています。また、その仕事についても、勤務時間の柔軟性といった働きやすさに加えて、やりがい・働きがいを求める傾向が町民アンケートからうかがえます。そこで、本町では、住民の主たる勤務エリアである御坊・日高圏域の市町と連携し、域内事業者における働きがい・働きやすい職場づくりについて、課題等の検討を始めます。具体的には、ICTを活用したテレワークの推進などが挙げられます。

企画産業課



住民、事業者の皆様へのお願い

働きがい・働きやすい職場づくりにご協力を

- ・労働力人口の減少が予想される中で、子育て世代をはじめとした現役世代が、それぞれの環境の中で、働きがいや働きやすさを感じられるよう、町内事業者の方にご協力をお願いします。



第6章

基本方針⑥

多様な主体が活躍、交流、協働する^{まち}郷いなみ

● 方針概要

- ・住民、事業者、関係団体だけでなく、2拠点居住を希望する関係人口を町内で増やし、住民との交流による新たな郷づくりの流れを生み出す郷に

● 施策の体系

政策1 住民参加によるまちづくり	p.118	
	住民参加行政の推進	p.118
	広報公聴活動等の推進	p.119
	コミュニティ活動の推進	p.120
政策2 町外のいなみサポーターの創出	p.121	
	タウン・プロモーション	p.121
	ふるさと納税を通じたサポーター創出	p.122
	交流イベントの企画	p.122
	空き家を活用した2拠点居住希望者への物件案内	p.122
	移住・定住促進	p.123
	町外者向けの町内情報の発信	p.123
	印南町ふるさと町民制度	p.123
政策3 広域行政施策の連携・効率化	p.124	
	広域行政の推進による事務事業の効率化	p.124
	御坊・日高圏域での連携と協調	p.124



政策 1 住民参加によるまちづくり

施策の全体像は 26~27、117 ページ参照



現況と課題

人口減少・高齢化により地域が有する自助・近助・共助機能が低下

人口減少・高齢化により地域が本来有していた自助・近助・共助機能の低下が懸念される状況にありますが、住民と行政、事業者、関係団体、さらに区や自治会がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完・協力し、活躍、交流、協働するまちづくりを進めていく必要があります。



基本方針

住民参加のまちづくりを進めるため、住民の意向把握に取り組む

住民参加のまちづくりが積極的に進められるよう、円滑な参加の仕組みづくりや意識の高揚を図ります。また、行政においても住民との信頼関係を構築し、区や自治会を中心とした地域との連携を強められるよう、住民の意向把握や情報公開等の取り組みを進めます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

住民参加行政の推進

◆ 住民、事業者による協議会形成

住民や事業者等が積極的にまちづくりに参加し、その意見を行政運営へ適切に反映できるよう、各種協議会の形成や審議会・検討委員会等の設置を進めます。その際、ICT を活用したりモート（遠隔）会議の開催を検討し、委員として参加する住民等の負担軽減を図ります。

総務課

企画産業課

◆ 子育て世代の意向把握

「教育の郷」として力を入れる本町として、子育て世代の住民（特に女性）の町政に対する意見を公聴する機会について、検討を行います。

総務課

企画産業課

◆ 移住・定住者の意向把握

新たに移住定住した住民（「関係人口」を含む）に対して、「町外の視点」から本町のまちづくりについて意見・提案を依頼し、そのための機会づくりを検討します。

総務課

企画産業課

◆ 大学等と地元住民の連携推進

大学生と地元住民が協働して地域課題の解決活動に取り組めるよう、和歌山大学や龍谷大学等の県内外の大学との協働体制づくりを進めます。

総務課

企画産業課

2

広報公聴活動等の推進

◆ 広報紙、未来メールを活用した住民意向の把握

住民の意見や提案が出やすく、また確実に受け止められるよう、毎月発行の広報紙や、ホームページ及びびいなみ未来メールや区長会での意見収集等、広報・公聴機会の拡充を進めます。重要施策については積極的な情報公開と住民の意見や要望の把握を進めます。

総務課

企画産業課

◆ 新規施策の実施における広範な情報発信

新規施策・事業の実施にあたっては、全戸配布や地方紙への情報提供を行い、より広範な情報発信を進めます。また、行財政や各種事業の実施状況、行政が有する情報については、情報公開や個人情報の保護等に関する法令に基づき、情報公開や情報開示請求への積極的な対応を進めます。

総務課

企画産業課

◆ ICT を活用した行政情報の発信

幅広い年齢層の住民に行政情報が行き渡るよう、本町ウェブサイトでの行政情報の発信に加えて、SNS（インターネット上での交流サービス）や動画サイト等での行政情報の発信を検討します。また、本町ウェブサイトについては、住民にとっての見やすさ、使いやすさ、町職員にとっての作りやすさ、管理のしやすさを追求し、さらなる改善を検討します。

総務課

企画産業課

用語解説

★ 関係人口とは

移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです（総務省）。人口減少社会の中で、地域づくりの新たな担い手として期待されています。具体的には、過去に居住・勤務・滞在していた人や、地域にルーツを持つ人に加え、ふるさと納税やお祭りなどのイベントをきっかけに、新たに関係を持つようになった人も含まれます。



3

コミュニティ活動の推進

活力ある地域コミュニティを実現できるよう、区長会やボランティア団体、NPO 法人等による活動の支援や住民参加への意識の高揚を図ります。また、大学等との連携による合宿誘致交流事業（宿泊費・交流費を助成）を通じて、町の活性化を目指します。

企画産業課

総務課

教育課



住民、事業者の皆様へのお願い

町行政に対するご意見・ご提案をお願いします

- 行政活動に対する、住民の方のご意見・ご提案を広く募集しております。関係各課へのお電話に加えて、いなみ未来メールをご活用ください。

区や自治会等のコミュニティ活動へのご協力をお願いします

- 活力ある地域コミュニティを実現し、住民の方の意向を反映したまちづくりのためには、区や自治会等のコミュニティ活動の充実が重要です。これらの活動へのご協力をお願いいたします。





政策 2 町外のいなみサポーターの創出

施策の全体像は 26～27、117 ページ参照



現況と課題

人口減少・高齢化による、まちづくりの担い手不足

本町は人口減少、高齢化により、まちづくりの担い手不足という課題に直面していますが、町外からの移住・定住者を増やしたり、定住には至らないまでも「関係人口」と呼ばれるような、本町のサポーター（ふるさと町民）を増やすことで、まちづくりの担い手を確保することが可能となります。



基本方針

町外への情報発信により、本町に関心を抱くサポーターを創出

タウン・プロモーションを通じて、町外の人々が本町に関心を抱く契機づくりを進めるとともに、本町の情報を広報いなみや SNS（インターネット上での交流サービス）等を通じて発信することにより、関心を愛着に高め、交流イベント等による来訪を促します。そして、空き家等を活用して、町外の人に 2 拠点居住または移住定住の機会を提供します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

タウン・プロモーション

◆ 大阪等での本町 PR イベントの開催

町外の人々が本町を訪れたり、調べたりするきっかけを作るため、住民や事業者と協働で大阪市内などで物産販売を兼ねた印南町 PR イベントを開催します。

企画産業課

◆ 「子育てすなら印南町」を PR

「子育てするなら印南町」をテーマとして、子育て世代や若者向けの本町紹介パンフレットやウェブサイトを作成し、子育て・教育の郷いなみを PR します。さらに、子育て世代向け雑誌やウェブサイトなどに同様の内容で広告掲載することを検討します。

企画産業課

◆ かえるが主人公の絵本を製作し、本町をPR

かえるを主人公として、「子育て・教育の郷いなみ」で生まれ、育ち、結婚し、子育てをしながら充実した日々を過ごしていくというストーリーの絵本製作を行い、「子育てするなら印南町」をPRする素材として活用を検討します。

企画産業課

◆ SNSを活用した本町のPR

「もし、あなたが印南町に住んでいたなら」を仮想体験できるSNS（インターネット上での交流サービス）でのコンテンツ作りを検討します。このコンテンツを通じて、町外の人に印南町での暮らしについて仮想体験していただき、関心を抱く契機づくりとします。

企画産業課

2

ふるさと納税を通じたサポーター創出

ふるさと納税制度において、本町のまちづくりへの賛同者（寄附者）に対し、特産品等を返礼品として贈呈します。贈呈時には、特産品や本町に関する案内パンフレットを同封し、寄附者が本町のさらなるサポーター（ふるさと町民）になっていただけるよう取り組みます。

企画産業課

3

交流イベントの企画

◆ 町外で暮らす本町出身者の帰郷イベントの開催

成人式及び二十歳の集いに加えて、三十歳などの節目の年を迎えた本町出身者に対して、交流イベントに招待し、町外に居住しても、本町のことを思い起こし、友人・知人等にPRしていただけるようお願いします。また、本町で育って町外等でおられる印南町民を束ねるべく、「ふるさと応援、お帰り花火」と同時に「ようこそ先輩 今ある生活から印南の町を語る」等のイベント開催を検討します。

企画産業課

教育課

◆ 本町の名物をテーマとしたイベントの開催

「かえる」、「かつお節」、「真妻ワサビ」、「熊野懐紙（和歌）」などをテーマに、交流イベントを企画し、町外の人が本町のことを知る契機づくりを目指します。

企画産業課

4

空き家を活用した2拠点居住希望者への物件案内

民間事業者の協力も得ながら、町内の空き家をリノベーションし、都市と地方での2拠点居住を希望する人向けの賃貸物件として、仲介サイトに登録することを検討します。2拠点居住者は、本町への定住につながる可能性もあるとともに、本町住民との交流により、町の活性化につながる可能性を持つ「関係人口」の一つと言えます。さらに、漁業協同組合と連携しながら、使用されていない渡船事業者の仮眠所などをリノベーションし、2拠点居住希望者や新規創業者の居住地・事業地として案内することを検討します。

企画産業課

5

移住・定住促進

◆ 東京・大阪での移住・定住相談会の開催

県と連携しながら、東京都や大阪府などで移住・定住相談会などを開催し、本町への移住希望者を増やします。

企画産業課

◆ 移住・定住希望者のワンストップ窓口の設置

移住ワンストップパーソンを配置し、県と連携しながら、移住希望者に対する本町の案内やお試し移住など移住支援を行います。また、移住可能な空き家の紹介に加え、県と連携しながら、移住後の仕事探しなどについても移住希望者の相談に応じます。

企画産業課

◆ 東京 23 区からの移住者ならびに帰郷者の受け入れ促進

東京 23 区からの移住者の受け入れを促進するため、移住者に対して助成金を支給します。

企画産業課

◆ 「ふるさとおかえり」施策の実施

印南町出身者で町外・県外で生活している方に対する「ふるさとおかえり」施策（帰郷時の引っ越し費用の支援等）を実施し、Uターン支援を行います。

企画産業課

6

町外者向けの町内情報の発信

主要施策①で実施した事業について、本町ホームページに掲載し、また本町以外で活躍されている出身者等へ本町に関する情報誌を送付し、町外者向けに町内情報を発信することで、町外サポーター（ふるさと町民）の創出を図ります。

企画産業課

総務課

7

印南町ふるさと町民制度

本町を応援していただくためのサポーター制度で、印南町の自然や風土に興味のある町外の方が登録できる制度です。特典として広報いなみなどの情報誌を送付したり、町内施設の利用料を町民と同じ利用料とすること等を検討します。

教育課

企画産業課

総務課



印南町を
遠くから応援しています。

「ふるさと町民」の皆様



政策 3 広域行政施策の連携・効率化

施策の全体像は 26～27、117 ページ参照



現況と課題

新たな行政需要への対応や事業効率化に欠かせない広域行政

本町住民の生活圏は御坊・日高圏域、田辺市など広域にわたります。こうした状況の中で、本町独自の強みを磨きつつ、新たな行政需要への対応や事務事業の効率化のために、周辺市町と連携し、広域行政施策を推進していくことが欠かせません。



基本方針

住民の生活圏を考慮した広域行政の推進

本町独自の強みを磨きつつ、住民の生活圏でもある御坊・日高圏域、田辺市を含めた広域圏での経済・社会発展や、新たな行政需要への対応、事務事業の効率化を目指し、広域行政施策の推進を図ります。



主要施策

※ 「広域行政施策の連携・効率化」については、政策分野が横断するため、担当課名は記載しておりません。

1

広域行政の推進による事務事業の効率化

◆ 広域行政による新たな行政需要への対応

単独では実施困難な事業等について、御坊・日高圏域と連携強化を図るとともに、新たな行政需要に対し、調査研究を行っていきます。また、防災、地方創生等については、遠隔自治体との連携を検討します。

◆ 地域の実態を踏まえた広域行政の推進

地域の実態を踏まえ、住民サービスの向上を図るため、他の圏域・市町との連携による新たな取り組みを進めます。

◆ ICT を活用した自治体間の職員交流

ICT を活用したリモート会議システムなどを通じて、類似の行政サービスの担当者間で勉強会や情報交換等を行い、本町における事務事業の効率化に貢献します。

2

御坊・日高圏域での連携と協調

◆ 防災・環境衛生・企業誘致・観光分野における連携と協調

地方分権や地域主権の動向等も勘案しながら、事務組合や広域連合等の新たな広域連携のあり方について協議・検討します。また、御坊・日高圏域内としてのスケールメリットを活かした広域的な企業誘致方策や地域産業振興策、観光のPR方策等について協議・検討します。

第7章

基本方針⑦

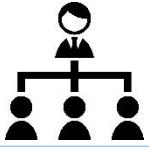
時代の流れに柔軟かつ適切に対応できる^{まち}郷 いなみ

● 方針概要

- 医療、消防のみならず様々な分野での広域行政を推進し、圏域の魅力を高める郷に
- ICT等の先端技術を活用し、行政サービスを効率的、効果的に提供する郷に
- 将来にわたって健全な財政を維持できる郷に

● 施策の体系

政策1 時代にあった行財政運営	p.126	
	行政機構の整備と組織の見直し	p.126
	職員の意識改革と能力開発	p.127
	行政事務の簡素化と効率化	p.127
	地域の特性を活かした事業の推進	p.127
政策2 健全な行財政運営	p.128	
	行政経費の節減	p.128
	事業の効率的な実施	p.129
	町債の適正管理	p.129
	自主財源の確保	p.129
	民間活力等の活用	p.130
政策3 ICTスマートタウンの実現	p.131	
	情報通信基盤の整備と充実	p.131
	情報通信機器の普及促進	p.132
	行政のデジタル化推進	p.132
	デジタル人材の育成	p.132
政策4 持続可能なまちづくりの実現	p.133	
	SDGsへの取り組み促進	p.133



政策 1 時代にあった行財政運営

施策の全体像は 26～27、125 ページ参照



現況と課題

住民ニーズの多様化、高度化に対応できる行政機構、行政職員

多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応するため、住民の満足度向上の視点に立ち、行政機構・行政事務のあり方を見直し、職員一人ひとりの能力向上が重要になっています。



基本方針

行政機構・事務形態の改善と職員能力の向上

時代の要請に適應した行政サービスを提供していけるよう、行政機構や事務形態の見直し、職員個々の能力向上や他自治体の取り組みに関する情報収集を行います。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

行政機構の整備と組織の見直し

◆ 住民サービスを維持するために必要な職員数の管理

住民サービスの維持を図るため、現在の職員数と新規採用者数のバランスを考慮し、「定員適正化計画」に基づき、定員管理の見直しを行います。また、経験、知識、人脈ともに豊富な人材活用の観点から、再任用制度の有効な活用を行います。

総務課

◆ より良い行政サービスの提供を目指した組織再編

より良い行政サービスの提供と事務処理の効率化、人件費等の適正化、国・県からの権限移譲等に適切に対応できるよう、組織の再編を必要に応じて進めます。加えて、各課の機構改革と併せて、各係の分掌事務についても合理的、効果的な行政事務を行えるよう見直しを進めます。

総務課

2

職員の意識改革と能力開発

◆ 職員の適正な人事評価・研修による能力開発

職員が意欲的に職務に取り組み、それを客観的に評価するため、人事評価システムの適正運用を図ります。職員一人ひとりの能力向上を目指し、職場内研修等を積極的に実施し、資質の向上を図ります。

総務課

◆ 職員の意識改革

地域の中の職員であるという認識を深め、地域を知る、人を知るという観点から、地域行事等への積極的な参加を職員に促し、地域住民とのコミュニケーションの機会を拡充します。

総務課

3

行政事務の簡素化と効率化

◆ 住民に「わかりやすく、待たせない」行政サービスの推進

住民側の視点に立ち「わかりやすく、待たせない」（ワンストップサービス）窓口対応が実施できるよう、職員の資質向上と組織の再編を実施します。また、ワンストップ窓口の実施に向けた職員間の情報共有及び印南町職員接遇マニュアルをもとにした接遇平準化を進めます。

総務課

税務課

住民福祉課

◆ 実施中の事務事業の効率化

住民ニーズの多様化や高度化に対応するため、現在実施している事務事業を正確に評価し、住民負担の軽減や事務の簡素化を推進します。

総務課

4

地域の特性を活かした事業の推進

◆ 行政課題解決の先進事例を本町の課題解決に応用

少子高齢化や第一次産業の振興等、本町と類似する課題を有する他自治体及び関係団体の独自性のある取り組みについて、町職員及び町内関係団体とともに情報収集・意見交換を行い、本町に適した形として町政に反映します。

総務課



政策 2 健全な行財政運営

施策の全体像は 26~27、125 ページ参照



現況と課題

公共施設の維持管理費の増加が予想され、一層の健全な財政運営が必要

本町の財政力指数は 0.33 で、経常収支比率は令和元年度（2019 年度）において 76.7% となっており、財政運営上の弾力性を確保しています。実質公債費比率においては、7.0% となっていることから健全な財政運営を行っているといえます。しかし、今後も切目橋の架替事業や、公共施設等の大規模事業実施に伴う、地方債の借入れにより実質公債費比率の上昇、職員の平均年齢の上昇に伴う人件費の増加等による経常収支比率の上昇が想定されており、より一層健全な財政運営を心掛ける必要があると考えられます。



基本方針

経費削減と自主財源の強化、事業の「選択と集中」を進める

今後とも健全な財政運営を持続していけるよう、経常経費の削減や、事業の見直しを図りつつ、自主財源の確保を強化し、引き続き安定的かつ強固な財政基盤の確立を図ります。また、限られた財源を効率よく事業に配分し「選択と集中」のもとで、スピード感を持った財政運営を職員一人ひとりが心がけます。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

行政経費の節減

◆ 物品購入費等の節減

物品等の購入については、競争原理及び透明性を確保しつつ合理的に調達する枠組みを構築することとし、経費削減を進めます。また、入札を積極的に行い安価での購入を進めます。さらに、他市町村等との共同調達についても検討を行います。

総務課

◆ 資産・負債の適正管理

資産・負債の適正管理を進めるため、町有財産の調査・再評価を実施し、その結果をもとに公共施設等総合管理計画の見直しを行います。

総務課

2

事業の効率的な実施

◆ 緊急性、効果、公益性等を踏まえた事業の「選択と集中」

予算は自治体の政策決定であることを踏まえ、予算編成時において、事業評価を基本に置いた「選択と集中」を徹底し、緊急性、効果、公益性、負担割合等の視点から各事業の精査を行います。

総務課

3

町債の適正管理

◆ 目的基金の再編等による財政運営の見直し

これまで地方債を財源に実施してきた普通建設事業については、元利償還金に対する交付税措置（事業費補正）の見直し等、国の動向に注視しつつ、目的基金の再編等による既存の財政構造の見直しを進め、新たな財政運営の枠組みを構築します。

総務課

◆ 実質公債費比率に留意した財政運営

財政構造の弾力性を確保し、健全な財政運営に資するため、「公債費負担適正化計画」により、実質公債費比率の動向に留意し、後年度における財政負担の軽減を図ります。また、町債の発行総額を元金償還額の範囲内に抑制し、公債費の削減を図ります。

総務課

4

自主財源の確保

◆ 町税の確保

自主財源である町税等にあつては、経済情勢の推移や税制改正、地域の開発動向を的確につかみ、公平負担の原則から、課税客体の把握に努め、積極的な財源確保を図ります。特に町税徴収率については、徹底した徴収努力により、前年度水準の維持を図ります。

税務課

◆ ふるさと納税の広報拡充と基金の安定した運用

ふるさと納税の積極的な広報等による拡充を行い、自主財源の確保を図ります。また、基金の運用管理については、従来からの国債購入や定期預金等による運用を継続しつつ、一括管理による安定した運用収入の確保を図ります。

企画産業課

総務課

出納室

◆ 納税者の利便性拡充（納付方法の拡充）

自主財源である町税の収納率、納税義務者の利便性向上のため、納付チャネル（納付方法）を増やします。口座振替、コンビニ納付だけでなく、スマートフォンの決済アプリを活用した納付チャネルの導入を進めます。また、ICTを活用し、関係機関との情報連携を促進し、納付しやすい環境整備と並行しながら、きめ細かい納付指導を行います。

税務課

◆ 公共施設の管理等の外部委託を検討

より良いサービスの提供や事務処理の効率化、公共施設の適正管理等を図るため、民間事業者や NPO 団体等への事務事業の外部委託について検討します。

総務課

教育課

◆ 行政課題解決に向けた大学・学術研究機関との連携【再掲】

本町が有する課題等の改善に向け、民間活力や大学（和歌山大学・龍谷大学・関西大学等）・学術研究機関との連携のあり方について検討します。

企画産業課

総務課





政策3 ICTスマートタウンの実現

施策の全体像は 26~27、125 ページ参照



現況と課題

人口は減っても、生活の質と行政サービスの質は維持

IoT や AI 等、ICT は目覚ましく発展しています。現実世界の事象が全てデジタル化されることで AI 等が大量のデータを分析し、社会的な課題を解決する Society5.0（超スマート社会）の実現も遠い将来の話ではなくなりつつあります。その一方で、人口減少は進み、行政サービスの質・量を維持するためには、ICT 等の先端技術を活用した ICT スマートタウンの実現が欠かせない状況となっています。



基本方針

ICT をフル活用し、行政サービスをより使いやすく

本町では、人口減少下においても、充実した行政サービスの提供を行うため、パソコン、タブレット等の情報通信機器を全ての世帯に普及させるとともに行政のデジタル化を進めます。また、ICT 等に詳しい職員の育成を図り、行政のデジタル化に不安を抱く住民への支援を行います。以上のことを通じて、住民の ICT 活用による行政サービスの利便性・満足度の向上や生活の利便性向上を目指す ICT スマートタウンを実現します。



主要施策

…施策を主に担当する課名

1

情報通信基盤の整備と充実

本庁舎内で集中管理を行っている電算システムについては、災害時のデータ保護や各種ソフトウェアの合理的な運用等の面から民間データセンターやクラウド・コンピューティング等を活用し、システムのさらなる充実を図ります。また、ICT スマートタウンを支える情報通信基盤として、超高速、超低遅延、多数同時接続が可能な 5G ネットワーク等の整備を図ります。

総務課

企画産業課

用語解説



行政のデジタル化とは

行政サービスに関するさまざまな情報をコンピュータで扱える形式に変更（デジタル化）することで、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）上で行政手続きができたり、リモート（遠隔）教育や年金、各種給付金などの公金の受取手続きの簡素化・迅速化が実現します。

2

情報通信機器の普及促進

◆ パソコン・タブレット端末等の購入支援（スマートフォンへの買い替え推進）

ICT スマートタウンの実現のため、カメラ機能を備えたパソコンまたはタブレット端末などの普及を推進します。また、旧来の携帯電話（ガラパゴス携帯電話）を保有する65歳以上の高齢者のスマートフォンへの買い替えを推進します。

総務課

住民福祉課

◆ 高齢者のインターネット利用推進と町内フリーWi-Fiの整備

高齢者に対して、インターネット利用を推進するとともに、町内の公共施設等にフリーWi-Fiを整備します。

総務課

教育課

住民福祉課

3

行政のデジタル化推進

行政サービスの利便性向上を目指し、テレビ電話による子育て・妊婦相談や学校休校時のリモート（遠隔）授業の実施、緊急時の防災情報発信など、住民がインターネット上で行政サービスを利用できるよう取り組みます。また、マイナンバー（個人番号）カードの普及に努め、当カードを活用した行政サービスの実施について研究を行います。

住民福祉課

総務課

4

デジタル人材の育成

◆ ICT等の先端技術に詳しい町職員を育成

ICT スマートタウン実現のため、ICT等の先端技術や行政のデジタル化に詳しいデジタル人材を庁内で育成することを検討します。

総務課

◆ ICT等に不慣れな住民への相談・支援

行政のデジタル化に不便を感じる住民に対して、町職員が相談に応じ、パソコンやタブレット端末等の通信機器の操作方法について説明するとともに、住民からニーズのある講習会を開催し、デジタル化のメリットを伝え、通信機器の積極的利用につなげます。

総務課

教育課

住民福祉課



住民の皆様へのお願い

パソコン、スマートフォンの活用で生活をより便利に

ICT スマートタウンを実現するためには、一人でも多くの方が、パソコンまたはタブレット・スマートフォンなどの通信機器を利用いただくことが欠かせません。本町では、これらの通信機器の購入支援等を実施しました。購入された端末を積極的に活用してください。



政策 4 持続可能なまちづくりの実現

施策の全体像は 26～27、125 ページ参照



現況と課題

世界全体の「持続可能な開発目標」を地域でも共有する時代に

グローバル化が進展する中で、世界のある地域で生じた事象が、瞬く間に世界中に影響を及ぼすような事例が増加しています。気候変動に伴う世界的な気温上昇や感染症の増加などが例として挙げられます。一地域としての本町の持続性と世界全体の持続性を分けて考えることはできない状況となっており、国連が平成 27 年（2015 年）に策定した持続可能な開発目標（SDGs）の達成を本町も目指していくことが求められています。



基本方針

本町の行政施策への SDGs の適用

SDGs の達成に寄与し、本町の持続性を確保するため、SDGs で明記されている 169 のターゲットの中から、本町が達成に寄与しうるものを選択し、取り組みを進めると同時に、SDGs において重視されている課題解決手法を本町の行政施策に適用することで、持続可能なまちづくりを実現します。



主要施策

※ 「持続可能なまちづくりの実現」については、政策分野が横断するため、担当課名は記載しておりません。

1

SDGs への取り組み促進

◆ 本町との関連性の高いターゲット達成への貢献

国連が策定した SDGs には 17 の具体的なゴール（目的）と 169 のターゲット（具体的な目標）が明記されています。そこで、まずは本町が直面する課題と関連性の高いターゲットを選び、優先的に取り組みを進めます。

◆ SDGs において重視される問題解決手法の活用

SDGs において重視されている「経済問題、社会問題、環境問題の同時解決」や「バックキャストリング（目指す将来像から今やるべきことを考える手法）」といった概念を、本町の課題解決策を検討する際に役立てます。



用語解説

SDGs とは

地球環境問題に配慮した持続可能な生活のために、世界が共通して目指すべき行動目標のことで、平成 27 年（2015 年）に国連が採択しました。「貧困をなくそう」、「質の高い教育をみんなに」、「働きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの 17 の目標があり、日本を含めた先進国も目標達成に向けた取り組みが必要です。そのため、地方自治体においても、SDGs の達成に寄与する施策展開が求められています。

付属資料

印南町計画審議会設置条例	135
第6次印南町長期総合計画策定委員名簿	137
第6次印南町長期総合計画答申書	139
策定の経緯	140

印南町計画審議会設置条例

昭和 45 年 7 月 1 日
条例第 13 号

（設置）

第 1 条 町政の計画を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、印南町計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は町長の諮問に応じ、印南町計画の策定、その他その実施に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- （1）学識経験者
- （2）住民代表
- （3）公共団体の役職員

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然退職するものとする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画産業課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、交付の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附則（平成10年条例第18号）抄

この条例は、交付の日から施行する。

附則（平成14年条例第16号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成18年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成25年条例第26号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和2年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第6次印南町長期総合計画 策定委員会委員名簿

● 策定委員会委員名簿（令和2年度[2020年度]、答申時）

項目	団体等の役職名	氏名
学識経験者	和歌山大学准教授	西川 一弘
	印南町区長連絡協議会会長	寺前 剛
	印南町人権擁護委員会会長	中 善市
	印南町教育委員会教育長	平尾 潔司
	印南町議会議長	堀口 晴生
住民代表	印南町区長連絡協議会副会長	岡本 晃一
	印南町区長連絡協議会理事（印南地区）	大野 恵司
	印南町区長連絡協議会理事（稲原地区）	黒井 美晴
	印南町区長連絡協議会理事（切目地区）	玉置 武
	印南町区長連絡協議会理事（切目川地区）	山中 陸生
	印南町区長連絡協議会理事（真妻地区）	森口 詠士
	印南町PTA連絡協議会会長	庄門 孝浩
団体代表	印南町社会福祉協議会会長	森尾 正稔
	印南町文化協会会長	坂下 緋美
	印南町青少年健全育成町民会議会長	東 昌弘
	印南町自主防災会会長	濱中 芳光
	印南町商工会会長	中村 泰介
	紀州日高漁業協同組合副組合長	山本 薫
	印南町農業士会会長	村上 智一
	紀州農業協同組合印南支店支店長	玉置 光宏
	紀中森林組合副組合長	森 秀材
事務局	企画産業課 課長	白石 武男
	企画産業課 係長	松本 正明

（敬称略・順不同）

● 関係課長室名簿

項目	役職名	氏名	役職名	氏名
関係課室長	総務課長	藁科 昌章	生活環境課長	平田 雅規
	税務課長	上山 勝士	教育課長	畑中 強
	住民福祉課長	内田 猛	出納室長	青木 政紀
	企画産業課長	白石 武男	議会事務局長	新田 裕二
	建設課長	石橋 浩		

（次ページに続く）

● 策定委員会委員名簿（令和元年度[2019年度]、まちづくりのための町民アンケート実施時）

項目	団体等の役職名	氏名
学識経験者	和歌山大学名誉教授	橋本 卓爾
	和歌山大学准教授	西川 一弘
	印南町区長連絡協議会会長	久保 年
	印南町人権擁護委員会会長	中 善市
	印南町教育委員会教育長	平尾 潔司
	印南町議会議長	堀口 晴生
住民代表	印南町区長連絡協議会副会長	寺前 剛
	印南町区長連絡協議会理事（印南地区）	濱本 安庸（兼務）
	印南町区長連絡協議会理事（稲原地区）	楠本 博
	印南町区長連絡協議会理事（切目地区）	南 安弘
	印南町区長連絡協議会理事（切目川地区）	山中 陸生
	印南町区長連絡協議会理事（真妻地区）	森口 詠士
	印南町PTA連絡協議会会長	竹村 信哉
団体代表	印南町社会福祉協議会会長	森尾 正稔
	印南町文化協会会長	坂下 緋美
	印南町青少年健全育成町民会議会長	東 昌弘
	印南町自主防災会会長	濱本 安庸（兼務）
	印南町商工会会長	中村 泰介
	紀州日高漁業協同組合副組合長	山本 薫
	印南町農業士会会長	村上 智一
	紀州農業協同組合印南支店支店長	玉置 光宏
	紀中森林組合副組合長	谷 廣美

第6次印南町長期総合計画 答申書

令和3年2月24日

印南町長 日裏 勝己 殿

印南町長期総合計画策定委員会
委員長 西川 一弘

第6次印南町長期総合計画基本構想・前期基本計画について（答申）

令和2年10月21日付け、印企産第1557号で諮問のあった第6次印南町長期総合計画基本構想・前期基本計画については、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、適当と考えられるので、下記のとおり答申致します。

記

当委員会としては、諮問を受けて以来、提案された本計画の基本構想・前期基本計画に掲げられている印南町の将来を見据えたまちづくりの方針や施策等について、慎重に審議を重ねた結果、おおむね妥当なものであると判断致します。

なお、非常に厳しい社会情勢のなか、本町の今後予想される状況を的確にとらえることが重要であり、これからの目標を達成するためには、総合的かつ計画的な行財政の運営を図る必要があります。そのため、本町の将来像と進むべき方向を的確にし、幅広い住民の参画と協力のもと、その実現に向け積極的な施策の展開がなされることを要望致します。

以上

策定の経緯

令和元年度（2019年度）	
第1回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和元年[2019年]6月3日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次長期総合計画策定委員会の発足について ○ 策定委員会委員長の選任について ○ 第6次長期総合計画策定のスケジュールについて
第2回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和元年[2019年]10月8日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民アンケートの内容について
まちづくりのための町民アンケート （令和元年[2019年]10月実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査期間：令和元年（2019年）10月28日（月） ～ 令和元年（2019年）11月25日（月） ○ 対象（1） 19歳以上の世帯主 配布数：3,259通（郵送配布） 回収数：1,303通（回収率 40.0%） ○ 対象（2） 16～18歳 配布数： 220通（郵送配布） 回収数： 84通（回収率 38.2%） ○ 対象（3） 中学生 配布数： 223通（中学校での配布） 回収数： 218通（回収率 97.8%） ○ 対象（4） いなみこども園保護者 配布数： 250通（こども園での配布） 回収数： 116通（回収率 46.4%）
第3回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和2年[2020年]3月6日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次長期総合計画策定のスケジュール案について ○ 町民アンケート調査結果について

（次ページに続く）

令和2年度（2020年度）	
第1回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和2年[2020年]7月14日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民アンケートから見えた施策評価と課題について ○ 第6次長期総合計画における骨子案について
第2回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和2年[2020年]10月21日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次長期総合計画（素案）について ○ 第6次長期総合計画における重点施策について
第3回 第6次印南町長期総合計画策定委員会 （令和3年[2021年]2月9日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次長期総合計画（答申案）について ○ 答申について ○ 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（最終案）について ○ 人口ビジョン（改訂版）について
答申 （令和3年[2021年]2月24日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定委員会委員長より印南町長に答申
議決 （令和3年[2021年]3月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次印南町長期総合計画基本構想について印南町議会で議決

印南町

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南 2570

TEL 0738-42-0120 (代表) FAX 0738-42-0662

ホームページ <http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/>

E-mail kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp

住民とともに築く、希望あふれる郷



第6次印南町長期総合計画（前期基本計画）

（前期計画期間：令和3年度～7年度）
2021年度～2025年度

印南町

令和3年（2021年）3月